

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 18 年 9 月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 17 事務年度における公認会計士・監査審査会の活動状況を記載しています。

事務年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までですので、本冊子では平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの活動状況について記載しています。

なお、読者の便宜を図るために、記載内容の一部として、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報も載せています。また、速やかに最新の情報を提供する趣旨から、平成 18 年 7 月 1 日以降の情報も載せております。

目 次

はじめに	1	
概要	2	
【本編】		
第1章 公認会計士・監査審査会		
1. 公認会計士・監査審査会とは	3	
2. 組織	3	
3. 業務の概要	4	
(1) 品質管理レビューに対する審査及び検査	4	
(2) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	8	
(3) 公認会計士試験とは	9	
第2章 品質管理レビューに対する審査及び検査		
1. 審査	10	
(1) 審査基本方針等	10	
(2) 審査の実施状況	11	
2. 検査	17	
(1) 検査基本方針	17	
(2) 検査の実施状況	17	
3. 審査及び検査の結果の取りまとめ	18	
(1) 「4大監査法人の監査の品質管理について」の公表	18	
(2) 金融庁長官に対する勧告	19	
4. 平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画の策定	20	
第3章 調査審議		21
第4章 公認会計士試験の実施		
1. 公認会計士試験制度	29	
(1) 平成17年までの公認会計士試験制度の概要	30	
(2) 平成18年からの公認会計士試験制度の概要	30	
2. 公認会計士試験の実施状況	32	
(1) 平成17年試験	32	

(2) 平成 18 年試験	33
3. 平成 18 年からの公認会計士試験の実施へ向けた対応	34
(1) 新公認会計士試験実施検討小委員会における検討結果の公表	34
(2) 新公認会計士試験システム	36
(3) その他の対応	36

第 5 章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力（監査人監督機関会議への出席）	38
(1) 第 3 回監査人監督機関会議	38
(2) 第 4 回監査人監督機関会議	38
(3) 第 5 回監査人監督機関会議	38
2. その他意見交換等	39

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1 公認会計士法の改正の概要	
—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	43
1-2 公認会計士・監査審査会運営規程	46
1-3 公認会計士・監査審査会の実績	50

2 審査及び検査関連資料

2-1 監査の信頼性確保のために	
—審査基本方針等—	57
2-2 公認会計士・監査審査会の審査・検査手続	64
2-3 審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人）	65
2-4 4 大監査法人の監査の品質管理について	66
2-5 4 大監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	76
2-6 平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画	80

3 公認会計士試験実施関連資料

3-1 旧公認会計士試験制度等の仕組み	82
3-2 新たな公認会計士試験制度等の仕組み	83
3-3 旧公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）	84
3-4 公認会計士試験合格者調等	

3-4-1	平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験 合格者調	85
3-4-2	平成17年公認会計士試験 第2次試験合格者調	91
3-4-3	平成17年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調	97
3-4-4	平成17年公認会計士試験 第3次試験合格者調	104
3-4-5	平成18年公認会計士試験 短答式試験合格者調	111
3-4-6	平成18年公認会計士試験 第3次試験（従前の第3次試験） 合格者調	117
3-5	公認会計士試験実施規則（抄）	123
3-6	公認会計士法施行令第一条の三第一号及び第二号に規定する認定 の基準について	125

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることで、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めて参りました。本冊子は、こうした審査会の平成17事務年度（17年7月～18年6月）における取組みを、品質管理レビューに対する審査及び検査、調査審議、公認会計士試験の実施、諸外国の関係機関との協力、の各章にわけて取りまとめたものです。

平成17事務年度においては、ここ数年の会計監査を巡る情勢、国際的な監査人監督機関による監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、昨年10月に4大監査法人に対し早急な検査等の措置を講じる旨を公表し、4大監査法人への検査を実施しました。検査は本年6月末に終了し、検査結果を各法人に手交しました。また、検査結果の概要を、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性確保に資するよう取りまとめ、公表しました。審査会は、この検査結果に基づき、4大監査法人の全てに対し、公認会計士法に基づく業務改善指示を行うよう、金融庁長官に勧告しました。

この他、平成18年より、審査会は新しい制度による公認会計士試験を実施しています。公認会計士は、監査法人に所属するほか、企業、行政機関等、多くの分野で活躍していますが、会計監査の複雑化、多様化及び国際化により、深い専門的能力に加え、様々なバックグラウンドを持った公認会計士への社会のニーズが高まっています。こうした社会の要請を踏まえ、新試験制度においては、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目的とし、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置づけの変更などが行われています。

審査会は、今後も課された使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、国民の皆様から寄せられる期待に応えていきたいと考えています。

本冊子は、審査会の活動状況について取りまとめたものですが、これにより、審査会に対する国民の皆様の一層の理解が得られることを期待しております。

公認会計士・監査審査会会長

金子晃

概 要

1. 品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会の審査及び検査は、平成16年6月に策定された審査基本方針等に基づいて実施。

平成17事務年度においては、平成17年10月に4大監査法人に対して早急な検査等の措置を講じることとし、平成18年6月末まで4大監査法人への検査を実施。検査結果に基づき、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について、その概要を取りまとめ、平成18年6月30日に「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表。

検査結果に基づき、金融庁長官に対して、4大監査法人に対し業務改善指示をするよう勧告。

さらに、これまでの活動実績等を踏まえ、平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画を策定、公表。

2. 調査審議

金融庁長官は公認会計士等に対する懲戒処分等を決定する際、審査会の意見を聴かなければならず、審査会は懲戒処分等及び量定の妥当性について調査審議を行うこととなっている。

平成17事務年度においては、下記のとおり、調査審議を4件実施。

第37回審査会	(H17.9.13)	公認会計士2名
第53回審査会	(H18.3.28)	監査法人トーマツ及び公認会計士7名
第55回審査会	(H18.5.9)	中央青山監査法人及び公認会計士3名
第57回審査会	(H18.5.23)	公認会計士1名

3. 公認会計士試験の実施

平成15年5月の公認会計士法の改正により、公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われ、これまでの試験体系の簡素化(3段階5回→1段階2回)、試験科目の見直し、試験科目の一部免除の拡大などを内容とする新公認会計士試験制度が発足し、平成18年から実施されている。

4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査人監督機関の国際会議が、相互の情報交換等を目的として開かれている。これまで5回開催され、平成17事務年度以降においては、平成17年10月18日にロンドンで第3回が、平成18年3月14日にシドニーで第4回が、同年9月15日にパリで第5回が開催された。

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 公認会計士・監査審査会とは

会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進む中、ここ数年、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性の回復が強く求められている。我が国においても資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査制度の充実・強化を目的とし、平成15年5月に公認会計士法が改正された。この公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号。以下「改正公認会計士法」という。）により、これまでの「公認会計士審査会」が改組・拡充され、「公認会計士・監査審査会」が平成16年4月に設置された（公認会計士法の改正に基づく「公認会計士・監査審査会」発足の経緯は資料編を参照）。

2. 組織

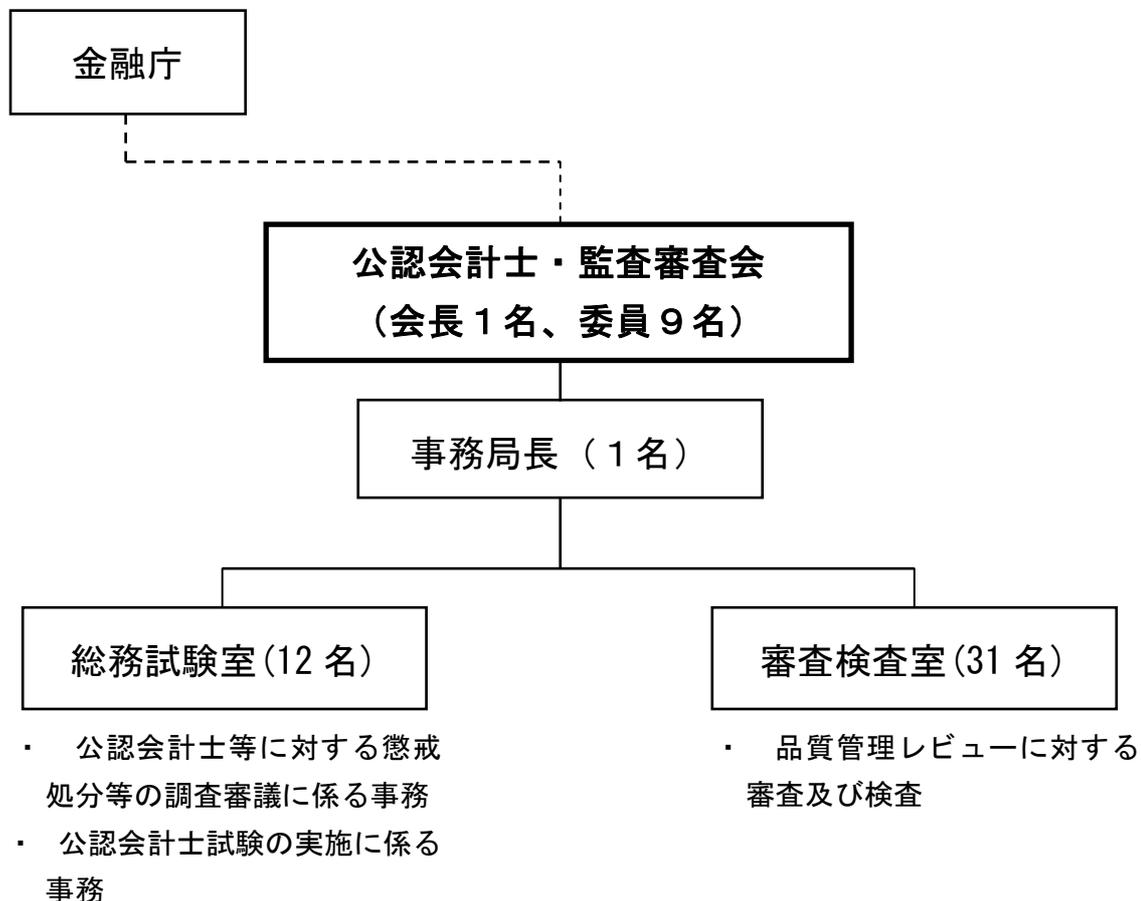
公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び9名の委員により組織される合議制の行政機関である。会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。会長は常勤とされ、委員のうち1名は常勤とすることができる。

会長及び委員は独立してその職権を行うこととされ、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行が認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないこととされ、職権の行使の独立性及び身分保障がなされる組織となっている。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する総務試験室と、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。）の審査及び検査を行う審査検査室からなっている。平成18年度の事務局の定員は、事務局長に加え、総務試験室12名及び審査検査室31名の43名となっている。

公認会計士・監査審査会組織図

[平成 18 年 6 月末現在]



3. 業務の概要

審査会は、公認会計士法の改正により、新たな業務として加わった「協会による品質管理レビューに対する審査及び検査」のほか、改組前の公認会計士審査会が担っていた「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」、「公認会計士試験の実施」を行っている。

審査会は、与えられた職責を誠実に全うし、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼性の向上及び債権者の保護に努めている。

なお、審査会は、平成 17 年 7 月から平成 18 年 6 月までに計 31 回開催されている。

(1) 品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき、協会から品質管理レビューに関する

る報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じて検査を行う。

(参考) 協会の品質管理レビューの概要

協会が行う品質管理レビューは、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものとされ、協会による自主規制として平成11年4月から実施されている。

具体的には、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等のうち監査の品質に関する規定への準拠状況を事後的にレビューすることである。

品質管理レビューの対象及び頻度については、平成17年度から「大会社等の監査を担当している監査事務所」を対象を拡大し、原則として3年に一度（いわゆる4大監査法人については2年に一度、株式を上場していない会社（会則に定める会社を除く。）のみを監査している監査事務所については5年に一度）レビューしている。

① 審査について

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容の審査を行う。審査の過程において、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」、「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」との基本的考え方の下に、主として、(イ)協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかを確認するとともに、(ロ)監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。審査の過程において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して報告又は資料の提出を求める。また、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

② 検査について

審査会は、審査の結果、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して検査を行う。また、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して、さらには監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査の対象先である協会又は監査事務所に対して検査結果を通知する。

③ 勧告について

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

(参考) 法令上の根拠

協会の監査業務の状況調査（品質管理レビュー）並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

(1) 協会の監査業務の状況調査の実施・報告

- ① 監査業務の状況調査の実施 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項
- ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 2 項

(2) 協会等に対する報告・資料の徴求

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項

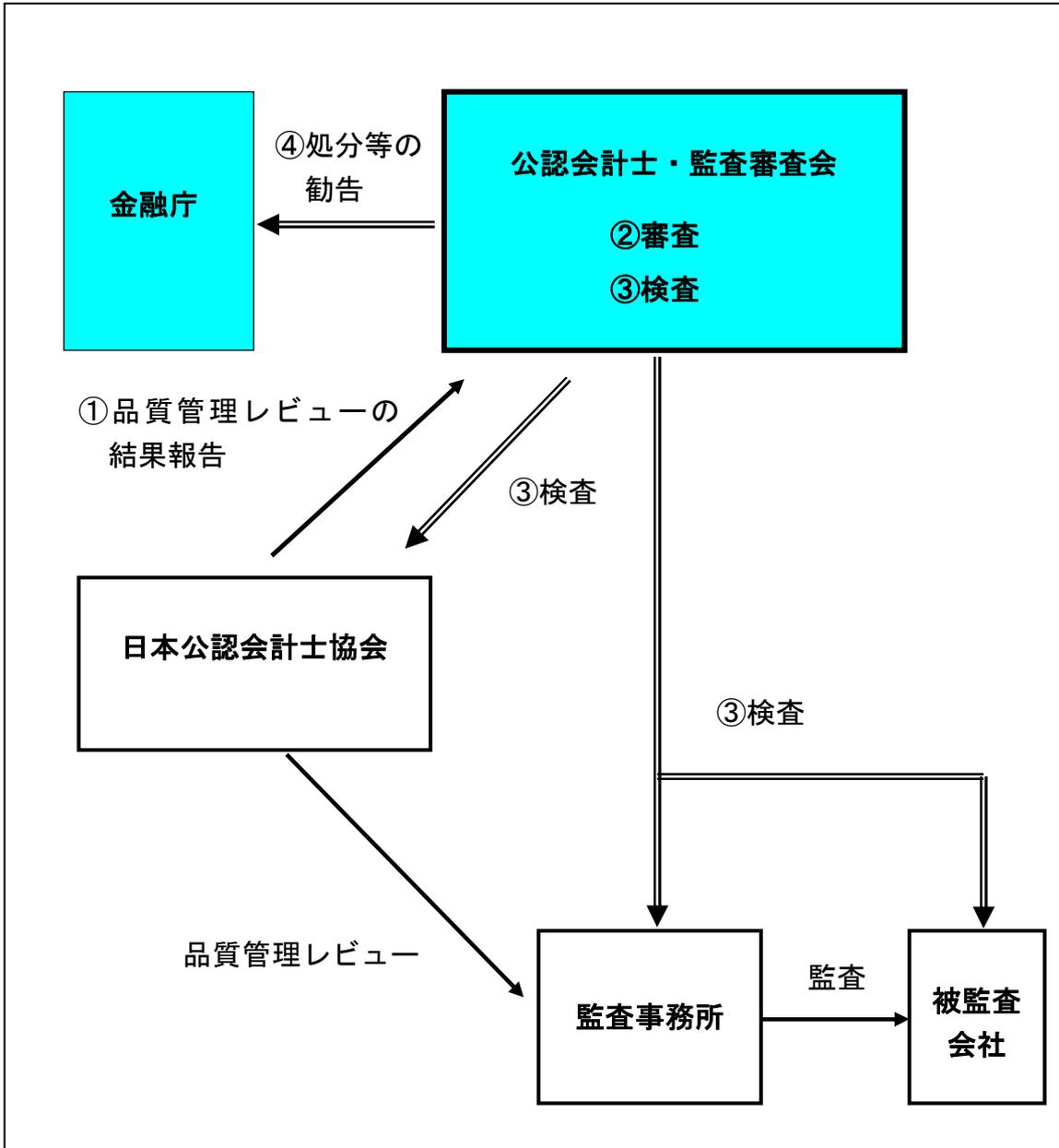
(3) 協会等に対する検査

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項
- ③ 対被監査会社等 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項

上記の公認会計士法の規定による権限は、いずれも同法第 49 条の 4 第 2 項の規定により、内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会へ委任されている。ただし、その権限は、協会の行う監査業務の状況調査の報告に関して行われるものに限られている。

また、勧告に関しては、公認会計士法第 41 条の 2 に規定されている。

審査及び検査の概要



(2) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

調査審議とは、審査会において、金融庁長官から公認会計士等（注1）の懲戒処分等（注2）に関して意見を求められた場合、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明することをいう。（注3・4）

懲戒処分等は、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合、また監査法人の運営が著しく不当と認められる場合等に課されるもので、公認会計士又は外国公認会計士に対する懲戒処分として、戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消があり、監査法人に対する処分として、戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散を命ずる処分がある。（注5）

（注1）「公認会計士等」とは、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人をいう。

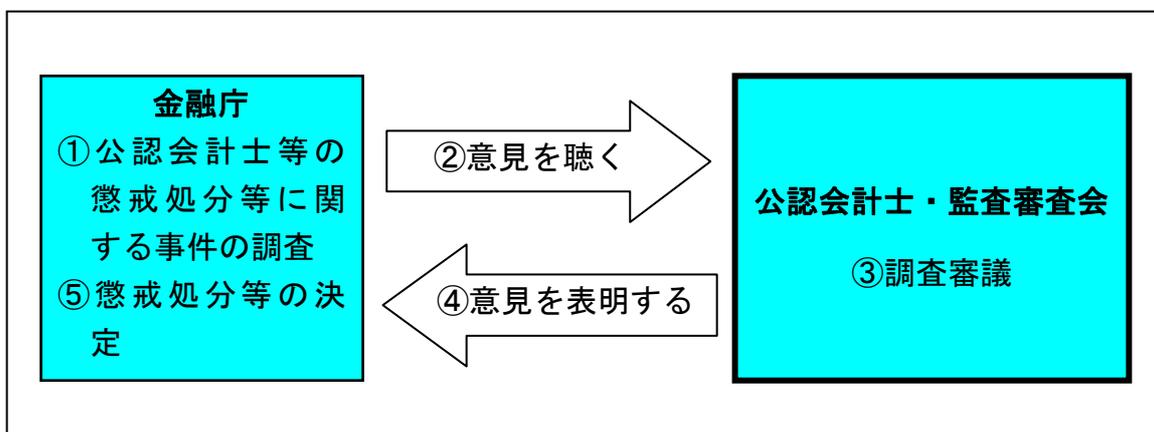
（注2）「懲戒処分等」とは、公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分をいう。

（注3）金融庁長官は、公認会計士等の処分事由に該当する事実について報告があったときは、事件について必要な調査をすることとされている。また、金融庁長官において処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができることとされており、懲戒処分等に関する事件の調査権限（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告徴求、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等の権限）は、金融庁長官にある。

（注4）審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合には、審査会による調査審議は不要とされている。

（注5）改正公認会計士法の施行日前にした行為については、なお従前の例によることとされ、改正前の規定が適用される。業務停止期間でいえば「1年以内」となる。

調査審議の概要



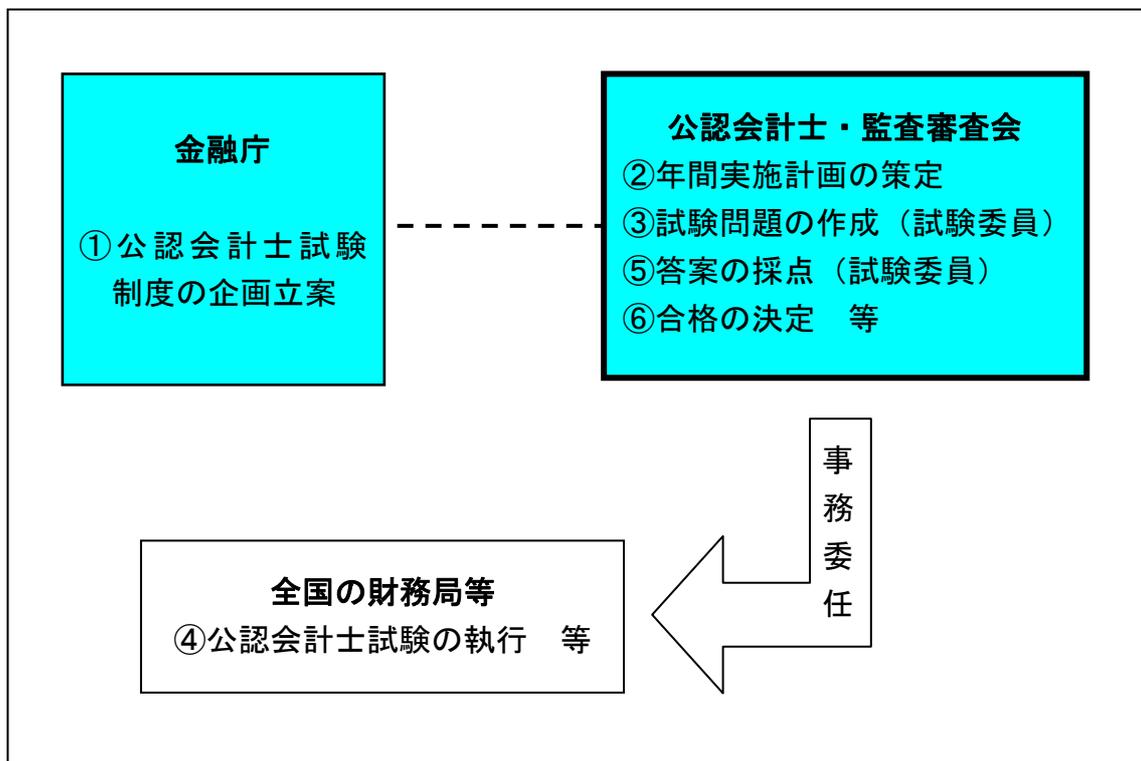
(3) 公認会計士試験とは

公認会計士試験とは、公認会計士法の定めるところに従い、公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、審査会が実施する国家試験である。

公認会計士として業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならない。公認会計士となる資格を得るためには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有する者が、協会に備える公認会計士名簿への登録を受ければ公認会計士となり、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。

公認会計士試験の実施の概要



第2章 品質管理レビューに対する審査及び検査

1. 審査

(1) 審査基本方針等

審査会は、平成16年6月に策定した「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」、「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」を基本とし、次のような事項に重点を置いて、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(参考) 審査基本方針等の見直し

平成17事務年度を迎えるに当たり、審査及び検査の遂行状況や各国の監査人監督機関の連携の進展等を踏まえ、上記審査基本方針等は、平成17年6月14日付で所要の改正を行い、同月16日に公表したものの。改正の概要は以下のとおりである。

① 審査の枠組み

必要な場合には、品質管理レビューの報告に関し監査事務所からも報告・資料を直接徴求するところがあることを改めて記載した（当該権限については、審査会は新組織発足当初から法令上の権限として有しているものの、発足間もないことから改めて対外的に周知）。

② 継続的審査活動と重点審査事項

平成16事務年度の審査及び検査の状況や平成16年11月及び12月に金融庁が発表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」（第一弾及び第二弾）等を踏まえた改正を行った。

③ 当面の各事務年度における更なる取組み

平成16事務年度において、品質管理レビューの実態把握及び提言を取りまとめたことについて付記した。

また、平成17事務年度において、監査の品質管理に関する企業会計審議会

の動向について注視するとともに、審査会としての対応を検討していくことについて記載した。

(2) 審査の実施状況

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容の審査を行っている。

① 審査の対象

平成 17 事務年度の審査の対象は、協会が平成 16 年度及び平成 17 年度に実施した品質管理レビューである。

(参考) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ 品質管理レビュー調書(品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料)

平成 17 年度の品質管理レビューに関する報告について、審査会への提出状況は次のとおりである(報告対象監査事務所ベース)。

≪審査会への提出状況≫

報告書 提出年月	17 年			18 年								合計
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月		
報告対象 監査事務所数	0	1	3	19	11	25	72	8	0	1	140	

② 協会による品質管理レビュー

平成 17 年度の協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象としており、監査法人 70、公認会計士 70 の計 140 監査事務所に対して実施された(このうち、1 監査事務所(監査法人)に対しては限定的なレビューの実施)。

上記の品質管理レビューの結論として作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである(なお、限定的なレビューでは品質管理レビュー報告書は作成されず、改善勧告書のみ作成・交付)。

《品質管理レビュー報告書（平成 17 年度）》

（監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
	数	割合	数	割合	数	割合	
監査法人	37	54%	31	45%	1	1%	69
公認会計士	38	54%	28	40%	4	6%	70
合 計	75	54%	59	42%	5	4%	139

（注 1）「限定事項付き結論」は、次の要件 1 又は要件 2 のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも 1 つは存在する場合に表明される。

要件 1：監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続に、品質管理基準の示す監査の品質管理の目的の実現を阻害するような不備又は欠陥が見受けられ、そのために監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件 2：監査事務所の監査従事者及びその他の職員が、監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続を適切に運用していない事実又は品質管理基準が求める個々の監査業務の品質管理の手続を実行していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する重要な準拠違反が発生していた。

（注 2）「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件 1 又は要件 2 のいずれかに該当する重大な懸念等が生じており、かつ、個々の監査業務の品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

《改善勧告書（平成 17 年度）》

（監査事務所数）

区分	改善勧告事項				計
	なし		あり		
監査法人	—	—	70	100%	70
公認会計士	1	1%	69	99%	70
計	1	1%	139	99%	140

（注）上記の品質管理レビュー報告書数及び改善勧告書数には含まれていないが、品質管理レビューを実施した監査法人から脱退した公認会計士が新たに設立した 1 監査事務所（監査法人）に対しても、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が交付されている。

（参考）平成 16 年度の協会による品質管理レビュー

公開会社の監査業務を行っている監査事務所を対象としており、監査法人 38、公認会計士 56 の計 94 監査事務所に対して実施された。このほか、2 監査事務所に対して限定的なレビューが実施された。

品質管理レビューの結論として交付された品質管理レビュー報告書において、限定事項付き結論とされたのは 34 監査事務所（法人 16、個人 18）、限定事項

のない結論とされたのは 60 監査事務所（法人 22、個人 38）であり、改善勧告書は 91 監査事務所（法人 38、個人 53）に対して交付された。

多くの監査事務所に対して改善勧告事項が指摘されているが、審査会では、改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組みを協会に対して求めており、協会では品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

③ 審査会の審査状況

イ 審査の観点

審査会の審査では、協会からの品質管理レビューに関する報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴求等を行い、報告内容を検証の上、審議を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会は、レビュー手続等の諸規程に則って品質管理レビューを実施しているか
- ・ 監査事務所は、法令諸基準等に従い監査業務を適切に実施するため、監査事務所としての品質管理の方針と手続を定めているか
- ・ 個々の監査業務が、事務所としての品質管理の方針と手続を遵守して実施されているか

ロ 報告徴求

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴求を実施している。平成 17 年度の品質管理レビュー対象である 140 監査事務所及び品質管理レビュー報告書が交付された 1 監査事務所に対する報告徴求の実施状況は以下のとおりである。

《報告徴求の実施状況》 （平成 18 年 9 月 13 日現在）

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴求	141	69	48.9%
監査法人に対するもの	71	37	52.1%
公認会計士に対するもの	70	32	45.7%

（注）実施事務所数については、同一の監査事務所に複数回実施している場合も、1 回として集計している。

ハ 重点的な検証事項

報告徴求のうち、審査会が特に確認する必要があるとした特定事項の法令諸基準等の遵守状況を審査するため、複数の監査事務所に同一内容の報告徴求を実施している。

(イ) 「確認」に関する報告徴求

平成 16 年度の協会の品質管理レビューにおいて、基本的な監査手続である確認に対する指摘が多くなされたが、その発生原因などが明らかではなかったため、平成 17 年 11 月に審査会は、品質管理レビュー対象のうち、協会から再指摘、再々指摘を受けている 40 監査事務所（法人 15、個人 25）に対して、発生原因や改善策などについて報告を求めた。

(注) 「確認」とは、財務諸表項目に関連する情報について、監査人が会社の取引先等の第三者に対して文書により問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する監査手続である。

上記の 40 監査事務所のうち、特に問題と思われるものは、被監査会社に確認状の発送等を依頼するなど監査人が直接確認を行っていない監査事務所であるが、これについては 12 監査事務所（法人 8、個人 4）が該当した。直接確認を行っていない主な理由は以下のとおりである。

《直接確認を行っていない主な理由》

- ・ 税務業務がメイン業務であるため、統一した監査マニュアルの下で組織的な監査をしていなかった（個人）
- ・ 被監査会社の入手した残高証明書や確認状で足りると考えていた（法人）
- ・ 被監査会社が確認先の選定、確認状の作成をすることが慣習になっており、特に問題を感じなかった（法人）
- ・ 監査報告書の発行日が迫っていたため、被監査会社から発送するよう依頼した（法人）
- ・ 被監査会社の事務統制システムを信頼していた（法人）
- ・ 退職給付債務の確認については、金融機関との電話連絡で足りると考えていた（法人）
- ・ 確認先の選定は行っていたが、確認状の発送は従来から被監査会社に依頼しており、特に問題とは思わなかった（個人）

さらに、平成18年8月に審査会は、平成17年度の品質管理レビュー報告書において、協会から再指摘、再々指摘を受けた22監査事務所、及び新たに限定事項付き結論又は否定的結論が表明された3監査事務所、計25監査事務所（法人17、個人8）に対して、発生原因や改善策などについて報告を求めた。

なお、協会は、確認に係る審査会の問題意識を重視し、平成17年11月16日に「残高確認等基本的な監査手続実施に関する点検のお願い」をレビュー対象監査事務所に発出し、監査事務所の方針と手続として確認が原則どおり行われているかどうかについての点検を早急に行うよう要請している。

《「確認」に関する報告徴求の実施状況》（平成18年9月13日現在）

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴求	141	25	17.7%
監査法人に対するもの	71	17	23.9%
公認会計士に対するもの	70	8	11.4%

(ロ) 「監査業務に係る審査」に関する報告徴求

協会の品質管理レビューにおいて、監査業務に係る審査に対する指摘事項が多くなされているが、その発生原因などが明らかではなかったため、平成18年8月に審査会は、平成17年度の品質管理レビュー報告書において、協会から再指摘、再々指摘を受けた34監査事務所、及び新たに限定事項付き結論又は否定的結論が表明された21監査事務所、計55監査事務所（法人25、個人30）に対して、発生原因や改善策などについて報告を求めた。

(注) 監査基準には、「監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。」と規定されている。また、実務指針（監査基準委員会報告書第12号「監査の品質管理」）には、更に詳細に監査意見表明のための審査機能及び審査について規定されている。

なお、監査法人の審査体制等に関連して発生した監査の品質管理に関連する非違事例、及び国際的な品質管理に関する基準の改定の動向

に対応し、平成 17 年 10 月に企業会計審議会より「監査に関する品質管理基準」が、平成 18 年 3 月に協会より実務指針が公表されており、審査に関する品質管理の基準は具体化・厳格化されている（それぞれ平成 19 年 3 月期決算監査以降適用）。

《「監査業務に係る審査」に関する報告徴求の実施状況》

(平成 18 年 9 月 13 日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴求	141	55	39.0%
監査法人に対するもの	71	25	35.2%
公認会計士に対するもの	70	30	42.9%

二 審議

審査会は、審議において、

- i. 監査事務所への検査の実施
- ii. 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告
- iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わない（協会に対する改善要請等を行うものを含む）

のいずれの対応が適切なのかを判断する。

平成 16 年度（品質管理レビュー対象である 94 監査事務所及び限定的なレビュー対象である 2 監査事務所の計 96 監査事務所）及び平成 17 年度（品質管理レビュー対象である 140 監査事務所及び品質管理レビュー報告書が交付された 1 監査事務所の計 141 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである（平成 18 年 9 月 13 日現在）。

審 議 状 況	平成 16 年度	平成 17 年度
i. 監査事務所への検査の実施を決したもの	13	8
ii. 検査の結果、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を決したもの	1	3
iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わないもの（協会に対する改善要請等を行うものを含む）	83	117
iv. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に処理方針を諮る予定のもの	0	16
審 議 対 象 監 査 事 務 所 数	96	141

2. 検査

(1) 検査基本方針

検査は、審査基本方針等に基づき、品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、次のとおり、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合（主に対監査事務所）
- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合（主に対被監査会社）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

(2) 検査の実施状況

平成17事務年度において審査会は、平成17年10月25日に公表した「4大監査法人に対する早急な検査等の措置」に基づき、平成17年10月から平成18年6月まで4大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人（現：みすず監査法人。以下同じ。））への検査を順次実施した。

このほか、検査基本方針に基づき、8監査事務所に対して検査を実施した。

【適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について
(平成 17 年 10 月 25 日発表) から抜粋】

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

1 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を随時取りまとめ、公表することとしている。
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

3. 審査及び検査の結果の取りまとめ

(1) 「4大監査法人の監査の品質管理について」の公表

4大監査法人に対する検査結果に基づき、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性確保に資するよう、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について取りまとめ、平成 18 年 6 月 30 日に「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表した。

(参考) 4大監査法人の監査の品質管理に関する検査結果の概要

- ① 検査で検証した限りにおいて、4大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。
- ② 具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同

監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。

イ 業務運営全般について、各法人ともに、法令等遵守の必要性等及び体制整備の取組みは不十分である。地方事務所の管理態勢については、各法人ともに、不十分な点がある、あるいは不十分であると認められる。

ロ 各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に係る事前承認を経ずに、また、契約締結前に監査業務に着手している事例が認められる。

ハ 監査業務の遂行について、監査計画の承認手続等が不十分な事例が認められる法人がある。重要性の基準値の運用について不十分な事例が複数の法人に認められる。各法人ともに、リスク・アプローチが不十分な事例が認められる。

実証手続等について、各法人ともに、不十分な事例が認められる。例えば、残高確認の未実施、会計上の見積り等に関する手続が不十分である事例が認められる。

ニ 監査調書について、各法人ともに、監査調書の文書化が不十分であり、監査調書の査閲が不十分な事例が多数認められる。また、監査調書の保存に不十分な点がある、あるいは保存態勢が不十分であると認められる。

ホ 監査業務に係る審査について、各法人ともに、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点がある、あるいは、審査態勢が不十分と認められる。

ヘ 組織的監査について、各法人ともに、監査チーム段階で不十分なものが認められる。また、地方事務所について法人として統一された業務運営態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であり、法人としての組織的監査が不十分と認められる。

③ また、個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。

(2) 金融庁長官に対する勧告

4大監査法人に対する検査の結果、各監査法人について、それぞれ上記のような問題点が認められた。このことは、公認会計士法第34条の21第1項に規定する「監査法人の行う第2条第1項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、平成18年6月30日に金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、同法第34条の21第1項の規定による指示をするよう勧告した。

なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、平成18年7月7日

に、各監査法人に対して、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項の規定に基づく指示を行った。

4. 平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画の策定

審査会は、これまでの審査会の活動実績及び昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、平成 18 年 6 月 30 日に平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画を策定し、公表した。

(参考 1) 平成 18 事務年度審査基本計画の概要

① 重点的検証事項

審査会によるこれまでの審査及び検査において、監査手続の中で確認及び会計上の見積りについて不十分な実態が数多く把握され、また、監査業務に関する審査について、不十分な態勢であることが認められたことから、これらを重点的に検証することとする。

② 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

平成 17 年 2 月に協会の品質管理レビューの実態把握及び提言を行ってから、1 年余りが経過したことから、協会の品質管理レビューの改善状況について検証する。

(参考 2) 平成 18 事務年度検査基本計画の概要

① 4 大監査法人に対するフォローアップ検査

今般の 4 大監査法人に対する検査において、いずれの法人も、法人としての品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められたことから、業務運営の改善状況について、平成 18 事務年度よりフォローアップ検査を実施することとする。

② 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、中規模監査法人に対して、必要に応じて検査を実施する。

第3章 調査審議

平成17事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は4件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

事案1

第37回審査会（平成17年9月13日開催）において、株式会社テスコンの財務書類に係る監査証明を行った公認会計士2名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成17年9月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社テスコンの財務書類に係る証券取引法に基づく監査証明（平成10年5月期）に関し、当該監査証明を行ったファースト監査法人（平成16年9月解散）の業務執行社員であった公認会計士に対し、本日（平成17年9月20日）、以下の懲戒処分を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止9ヵ月（平成17年9月26日から平成18年6月25日まで）

（2）処分理由

株式会社テスコンの平成10年5月期の財務書類について、故意に及び相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止3ヶ月（平成17年9月26日から平成17年12月25日まで）

（2）処分理由

株式会社テスコンの平成10年5月期の財務書類について、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

《事案の概要》

株式会社テスコンは、平成 10 年 5 月期決算において、(1) 偽造した船荷証券（以下「B/L」という。）等を基にした架空の輸出売上及び(2) 国内取引先 2 社に作成させた発注書及び受領書を基にした架空の売上、による架空利益が計上された虚偽の記載のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

(1) B/L 偽造による架空の輸出売上に係る監査について

- ① 公認会計士 1 名は、当該 B/L が偽造され、当該売上に係る出荷の事実がないと認識していたと認められるにもかかわらず、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。
- ② 公認会計士 1 名は、B/L の真偽に疑念が認められる状況にありながら、当該 B/L と他の証憑類とを照合して確認すること等を怠り、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。

(2) 国内取引先 2 社に対する架空売上に係る監査について

サンプル出荷や期末最終日の多額の売上であったにもかかわらず、検収状況や売上の内容等について十分な確認を怠り、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。

事案 2

第 53 回審査会（平成 18 年 3 月 28 日開催）において、株式会社エムティーシーアイ、株式会社ナナボシ及び株式会社サワコー・コーポレーションに係る監査証明を行った監査法人トーマツ及び同監査法人の関与社員であった公認会計士 7 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 3 月 30 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社エムティーシーアイ（以下「MTCI」とする。）、株式会社ナナボシ（以下「ナナボシ」とする。）及び株式会社サワコー・コーポレーション（以下「サワコー」とする。）が作成した各財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人トーマツ及び同監査法人の関与社員であった公認会計士に対し、本日（平成 18 年 3 月 30 日）、下記の懲戒処分を行った。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

監査法人トーマツ（所在地：東京都港区芝浦 4-13-23MS 芝浦ビル）

（2）処分内容

戒告

（3）処分理由

MTCI の平成 11 年 5 月期有価証券報告書、ナナボシの平成 10 年 3 月期から平成 13 年 3 月期有価証券報告書、サワコーの平成 10 年 7 月期及び平成 11 年 7 月期有価証券報告書にそれぞれ重大な虚偽があったにもかかわらず、各関与社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のないものとして証明した。

2. 公認会計士

【MTCI に係る（元）関与社員】

（1）処分対象

公認会計士 2 名

（2）処分内容

業務停止 3 ヶ月（平成 18 年 4 月 3 日から平成 18 年 7 月 2 日まで）

（3）処分理由

MTCIの平成11年5月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

【ナナボシに係る（元）関与社員】

（1）処分対象

公認会計士 3名

（2）処分内容

- ・公認会計士1名について
業務停止1ヶ月（平成18年4月3日から平成18年5月2日まで）
- ・公認会計士2名について
業務停止3ヶ月（平成18年4月3日から平成18年7月2日まで）

（3）処分理由

ナナボシの平成10年3月期から平成13年3月期（公認会計士1名については、10年3月期のみ）の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

【サワコーに係る（元）関与社員】

（1）処分対象

公認会計士 2名

（2）処分内容

業務停止2ヶ月（平成18年4月3日から平成18年6月2日まで）

（3）処分理由

サワコーの平成10年7月期から平成11年7月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

・MTCI事案の概要

直接金融による無借金経営を標榜していたMTCIは、その社会的信用を維持するため、平成11年5月期決算において、イ）決済見込みのない小切手による新株引受権付社債の払込みの仮装、ロ）見せ金増資、ハ）見せ金増資等のための借入・返済資金の差額を、「株式取得のための預託金」として投資未決算勘定に計上、して虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士2名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 新株引受権付社債の払込みに用いられた小切手は、払込の翌日に不渡りとなったが、不渡りとなった経緯や小切手が不渡りとなった際の社債代金払込の有効性等について、十分な検証や法律上の検討が行われていない。
- ② 増資の引受者が、増資払込の前日に新株引受権付社債の払込について不渡りを発生させているにもかかわらず、増資資金の調達経緯等を確認しておらず、また、MTCIが増資払込直後に多額の出金を行っているにもかかわらず資金

用途等を十分に確認していない。

- ③ 「株式取得のための預託金」に係る株式譲渡契約書等が期末には存在しなかったこと、取得しようとした株式に係る株券が発行されなかったこと等から、当該株式譲渡契約等の信憑性に疑いをもつべきところ、必要な手続を怠っている。

・ ナナボシ事案の概要

ナナボシは下請けのX社と通謀して架空の水利組合等による灌漑工事を仮装。ナナボシからX社に支払われた外注費を架空の水利組合等の名義を用いるなどして、ナナボシに対する完成工事代金として還流させ架空売上を計上し、虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士3名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 完成工事代金のうち一部が未収金となっているにもかかわらず、ナナボシが補助金交付事業と説明した工事について、補助金交付事業であることを十分に確認しておらず、また、相手先の財務内容や延滞理由などを十分に確認していない。
- ② 工事現場視察にあたり、現場の工事状況と書類上の工事内容との整合性を十分に確認していない。
- ③ X社からの外注費請求書に明細が記載されていない等の問題があったにもかかわらず、外注工事の内容等につき十分な確認手続を行っていない。

・ サワコー事案の概要

サワコーは工事進行基準を採用し、見積りを越える工事原価が発生した他の現場からの工事原価の付け替え、及び、工事原価の前倒し計上により、完成工事総利益を増し、虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士2名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 工事着工前の発生原価累計額が多額になっている大規模工事が存在したにもかかわらず、工事着工前の原価発生状況について十分な監査を行っていない。また、同工事について、工事進行状況を示した工程表による検証を行っておらず、期末後、相当の期間が経過した後にはじめて現場視察を行っている。
- ② さらに、一部のマンション工事で工程表による検証及び現地視察により、多額の原価付け替えを発見した際、他の主要な工事についても同様の監査手続を行うべきところ、必要な手続を怠ったと認められる。

事案 3

第 55 回審査会（平成 18 年 5 月 9 日開催）において、カネボウ株式会社に係る監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 5 月 10 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員に対し、本日（平成 18 年 5 月 10 日）、下記の処分を行った。なお、今後の手続の進行等に伴い、その他の関係者について、追加的な処分を行うことがある。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

中央青山監査法人（所在地：東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞ヶ関ビル）

（2）処分内容

業務の一部停止 2 ヶ月（平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで）

[停止する業務]

証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。

（3）処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

2. 関与社員であった公認会計士

（1）処分対象

公認会計士 3 名

（2）処分内容

・公認会計士 2 名について

登録抹消

- ・公認会計士1名について

業務停止1年（平成18年5月15日から平成19年5月14日まで）

(3) 処分理由

カネボウの平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した（公認会計士1名については、平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期及び平成14年3月期、他の公認会計士1名については、平成15年3月期）。

事案 4

第 57 回審査会（平成 18 年 5 月 23 日開催）において、カネボウ株式会社に係る監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員であった公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 5 月 24 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員に対し、本日（平成 18 年 5 月 24 日）、下記の処分を行った。

記

- （1）処分対象
公認会計士 1 名
- （2）処分内容
登録抹消
- （3）処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した。

第4章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験制度

平成15年5月の改正公認会計士法に基づき、従前の試験制度の下で公認会計士試験が実施されるのは平成17年までとされ、平成18年からは新しい試験制度により実施されている。

(参考1) 公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

平成12年6月に公認会計士審査会（当時）において取りまとめられた監査制度及び公認会計士試験制度に関する検討事項及び論点整理を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月より公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われ、約1年間にわたる審議を経た後、次のような結論に至った。

- ① 公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきである。
- ② 量的に拡大するとともに質的な向上が求められている監査業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、更には、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。
- ③ このような期待に応えるためには、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められる。

その後、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、公認会計士試験制度の見直しが行われた。

(参考2) 旧第3次試験の実施

法改正前の試験制度の下での試験実施は平成17年までとされているが、改正公認会計士法附則第8条の規定に基づき、以下の旧第3次試験については、平成18年に実施されている。

① 平成17年公認会計士試験第3次試験の実施

改正公認会計士法附則第8条第2項は、平成18年1月1日前に実施の公告がされた公認会計士試験の第3次試験を行うことを規定しており、平成17年7月29日に実施の公告がされた平成17年公認会計士試験第3次試験の口述試験につ

いては、平成 18 年に実施されている。

② 従前の第 3 次試験（口述試験）の実施

改正公認会計士法附則第 8 条第 2 項は、従前の第 3 次試験（平成 16 年又は平成 17 年の第 3 次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者（筆記試験免除資格取得者）を対象とした試験）を行うことを規定しており、当該試験については、平成 18 年に実施されている。

(1) 平成 17 年までの公認会計士試験制度の概要

平成 17 年までの公認会計士試験（従前の公認会計士試験）は、第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験の 3 段階 5 回の試験体系となっている。

第 1 次試験は、第 2 次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するか否かの判定を行うことを目的として、筆記の方法により 4 科目について実施される。

第 2 次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定を行うことを目的とし、短答式（マークシート方式）及び論文式による筆記の方法により実施される。第 2 次試験の合格者は、「会計士補」の名称を使用して、公認会計士が行う財務書類の監査業務を補助することができるほか、財務書類の調製や財務に関する監査・立案及び財務に関する相談といった業務を行うことができる。

第 3 次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定を行うことを目的とし、第 2 次試験に合格し、3 年以上の実務経験（業務補助等（注 1）及び実務補習（注 2））を履修した者を対象に、筆記及び口述の方法により実施される。第 3 次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

（注 1）業務補助等とは、「業務補助」及び「実務従事」をいう。「業務補助」とは、監査業務について公認会計士又は監査法人を補助することをいう。「実務従事」とは、監査業務以外で財務に関する監査、分析その他の実務で政令に定めるものに従事することをいう。

（注 2）実務補習とは、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関において行われる実務についての補習をいう。

(2) 平成 18 年からの公認会計士試験制度の概要

平成 18 年からの公認会計士試験制度は、改正公認会計士法に基づき、従前の試験制度からの見直しが行われている。試験制度に関する見直しの主な内容は、次のとおりである。

① 試験体系の簡素化

3段階5回の試験（第1次試験、第2次試験（短答式・論文式）、第3次試験（筆記・口述））から1段階2回の試験（短答式・論文式）へ変更

② 試験科目の見直し

短答式試験4科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験5科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目選択））へ変更

（なお、従前の第2次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち2科目選択）である。）

③ 試験科目の一部免除の拡大

一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する短答式試験の試験科目の一部免除の導入等

④ 短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入

⑤ 論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

（参考）改正公認会計士法により、次の経過措置が設けられている。

・ 会計士補に関する経過措置

今回の改正では、平成18年から会計士補制度は廃止されるが、その際に現に会計士補である者は、改正公認会計士法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができる。

・ 第2次試験合格者に関する経過措置

今回の改正では、従前の第2次試験合格者は、新公認会計士試験の短答式試験に合格した者とみなされ、その申請により論文式試験の会計学、企業法及び選択科目が免除されることになる。（ただし受験した科目に限る。）

・ その他の経過措置

上記の経過措置のほか、公認会計士の資格、旧司法試験合格者等、業務補助等の期間及び実務補習に関する経過措置等が設けられている。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成17年試験

① 第2次試験

イ 短答式試験

平成17年5月29日に全国の財務局等所在地で行われた。受験願書提出者は15,322名で、前年の16,310名に比べ、988名の減少となった。このうち、短答式試験の免除者38名を除いた受験者は15,284名となっており、前年に比べ985名減少した。

同年6月24日の合格発表では合格者3,510名と、前年に比べ273名増加した。

ロ 論文式試験

平成17年8月23日から同月25日までの3日間にわたり、全国の財務局等所在地で行われた。短答式試験合格者3,510名に短答式試験免除者38名を加えた3,548名が受験し、同年11月7日の合格発表では合格者1,308名と、前年に比べ70名減少した。

合格者の年齢別では、25歳未満が583名（構成比44.5%）と最も多く、続いて、25歳以上30歳未満の554名（構成比42.4%）となっており、30歳未満が全体の86.9%を占めている。合格者中の最高年齢は52歳、最低年齢は20歳、平均年齢は25.7歳という結果であった。

また、女性の合格者は248名（構成比19.0%）となっている。

合格者の学歴は、大学卒業者が1,034名（構成比79.0%）と最も多く、続いて、大学在学中の者が233名（構成比17.8%）となっている。

合格者の職業は、「無職」の者が1,028名で全体の78.6%を占めており、続いて、大学生など「学生」の253名（構成比19.3%）となっている。

② 第3次試験

イ 筆記試験

平成17年11月1日及び2日の2日間、全国の財務局等所在地で行われた。受験願書提出者数は1,615名で、前年の1,428名に比べ187名の増加となった。このうち、筆記試験の免除者5名を除いた

受験者は 1,610 名となっており、前年に比べ 187 名の増加となった。

筆記試験の結果、平成 18 年 1 月 6 日に 1,146 名を口述試験受験資格者（筆記試験合格者）として発表しており、前年に比べ 141 名増加した。

ロ 口述試験

平成 18 年 1 月 16 日から同年 3 月 13 日までの 41 日間（土、日、祝日を除く。）にわたり、審査会事務局がある東京都で行われた。

筆記試験合格者 1,146 名に筆記試験免除者 5 名を加えた 1,151 名に対して口述試験が行われ、同年 3 月 29 日の合格発表では合格者 1,053 名と、前年に比べ 119 名増加した。

合格者中の最高年齢は 54 歳、最低年齢は 23 歳、平均年齢は 29.7 歳という結果であった。

また、女性の合格者は 175 名（構成比 16.6%）となっている。

合格者の職業は、監査法人等勤務者が 1,001 名（構成比 95.0%）、銀行員・会社員が 27 名と、監査法人等勤務者が 9 割以上を占めている。

（2）平成 18 年試験

① 短答式試験

平成 18 年 5 月 28 日及び 6 月 4 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われた。

受験願書提出者は 20,796 名で、前年の旧第 2 次試験の願書提出者 15,322 名に比べ、5,474 名の増加となった。このうち、旧第 2 次試験合格者等の短答式試験の免除者等 4,586 名を除いた受験者は 16,210 名となっており、前年に比べ 926 名増加（6.1%増）した。同年 7 月 5 日の合格発表では合格者 5,031 名と、前年に比べ 1,521 名増加（43.3%増）した。

② 従前の第 3 次試験（口述試験）

平成 18 年においては、改正公認会計士法附則第 8 条第 2 項の規定に基づく従前の第 3 次試験（平成 16 年又は平成 17 年の第 3 次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者（筆記試験免除資格取得者）を対象とした試験）について、平成 18 年 6 月 13 日から同月 15 日までの 3 日間にわたり、審査会事務局がある

東京都で行われた。

受験者 51 名に対して口述試験が行われ、同年 7 月 5 日に 27 名を合格者として発表した。

合格者の職業は、監査法人等勤務者が 26 名、銀行員・会社員が 1 名となっている。

3. 平成 18 年からの公認会計士試験の実施へ向けた対応

(1) 新公認会計士試験実施検討小委員会における検討結果の公表

① 検討結果公表の概要

平成 17 年 5 月 23 日まで行われた新公認会計士試験実施検討小委員会における検討結果を受け、企業法の出題範囲の要旨等について、平成 17 年 6 月 28 日の審査会の了承を経て、同年 7 月 27 日に公表した。

また、試験に関する情報提供について、同年 8 月 2 日の審査会の了承を経て、論文式試験の「出題の趣旨」の公表及び同試験の受験者（不合格者）に対する成績通知を行うこととした。

可否判定の方法・基準については、同年 8 月 2 日及び 30 日の審査会における審議、了承を経た後、同年 11 月 1 日に公認会計士試験実施規則を改正し、同月 9 日に公表した。

② 具体的な内容

イ 試験科目の範囲

各試験科目の範囲については、受験者が受験勉強を行う際の目安となるよう出題範囲をより明確化し、出題の予見可能性を高めることを目的として「出題範囲の要旨」を取りまとめた上で公表しているが、試験科目のうち企業法の「出題範囲の要旨」については、平成 17 年 7 月 26 日における会社法の公布を受け、翌 27 日に公表した。

ロ 試験実施時間

短答式試験は、毎年 5 月末の日曜日及び 6 月初の日曜日の 2 日間の日程で行うこととし、論文式試験は、8 月中に 3 日間の日程で行うこととしているが、各試験科目の具体的な試験実施時間を定めた。

ハ 試験に関する情報提供

(イ) 出題の趣旨

試験情報の開示を一層拡充することにより、受験者の利便や試験の透明性をより高める等の観点から、論文式試験の各問題ごとに、問うている問題点、試している能力、解答に当たって踏まえるべき事項等を示した「出題の趣旨」を作成し、公表することとした。(なお、平成17年第2次試験論文式試験の「出題の趣旨」から公表した。)

(ロ) 論文式試験の受験者に対する成績通知

従前の第2次試験論文式試験では、不合格となった者のうち希望する者に対し、総得点について高得点順に4段階に区分した方法により成績を通知していたが、平成18年から実施される論文式試験では、不合格となった者全員に対し、試験科目別などのより詳細な成績を通知することとした。

二 合否判定方法・基準

平成18年から実施される公認会計士試験の合格基準については、以下のとおりとした。

(イ) 短答式試験

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(ロ) 論文式試験

総点数の60%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(ハ) 論文式試験の科目合格基準

当該科目について、総点数の60%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者とする。

ホ 論文式試験の採点格差の調整

平成18年から実施される公認会計士試験については、短答式試験の合格基準が従前の第2次試験短答式試験における人数による基準

(原則として3,000名程度)から得点比率による基準(総点数の70%を基準)に変更されることに伴い、短答式試験の合格者数が大幅に変動する可能性が考えられる。

このため、論文式試験の採点答案枚数に対応して採点精度を確保する観点から、大問1問につき複数の試験委員により分担して採点することとした。

その際、試験委員間及び試験科目間の採点格差の調整を、標準偏差により行うこととし、各受験者の得点は、当該受験者の素点(点数)がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値(偏差値)に基づき算出することとした。

(2) 新公認会計士試験システム

① 新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

願書受付、答案採点、得点調整機能等、新試験の施行に必要な不可欠な機能については、平成17年10月から開発に着手し、平成18年2月より本番稼動を開始した。

また、現在においても、さらなる事務の効率化やセキュリティ強化に対応するための追加機能開発を行っている。

② 府省共通最適化計画への参画

平成18年3月31日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「国家試験業務の業務・システム最適化計画」が決定された。これは各府省庁で行われている各国家試験の個別業務に係る共通の業務システムの構築等を目指すものである。対象業務については、当面は国が直接実施し、かつ業務の一部をシステム化している11府省庁の実施する32の国家試験業務とされており、公認会計士試験業務についても、これに含まれている。

(3) その他の対応

① 公認会計士試験実施規則の改正

公認会計士・監査審査会運営規程第8条の規定に基づき、公認会計士試験に関する必要な細目を定める公認会計士試験実施規則について、平成17年10月25日及び同年11月1日の審査会における審議、了承を経て、全面的に改正した。

② 政令に規定する認定の基準の策定

公認会計士法施行令第1条の3の規定に基づく論文式試験の一部科目（会計学又は監査論）の免除に関する審査会による認定の基準を策定し、平成18年1月27日に官報公告した。

当該基準では、同施行令第1条の3第1号又は第2号に規定する会計学又は監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、国の審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、企業会計制度又は監査制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上あること等に該当するか否かを審査して行うものとするを定めている。

③ 試験委員の選任

平成18年公認会計士試験の試験委員については、財務会計論18名、管理会計論12名、監査論12名、企業法12名、租税法12名、経営学8名、経済学8名、民法4名、統計学4名の計90名を、平成17年11月29日の審査会の了承を経て内閣総理大臣に推薦し、平成18年1月4日付で発令された。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力（監査人監督機関会議への出席）

監査人監督機関会議は、米国における一連の企業会計不正事件を契機として、世界各国で監督機関が設立された後、監査人監督機関相互の情報交換等を目的として開催された国際会議である。金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけで、平成16年9月27日に第1回会議が米国ワシントンにて開催されて以降、半年に一度開催されており、審査会からも会長等が出席している。

（1）第3回監査人監督機関会議

平成17年10月18日に、英国FRC（財務報告評議会）の主催により、ロンドンにて開催され、審査会からは常勤委員が参加した。

会議には、14カ国（オーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、メキシコ、オランダ、シンガポール、スペイン、スイス、英国、米国）、5機関（欧州委員会（EC）、金融安定化フォーラム（FSF）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行）が出席し、各国及び国際機関から最近の動向について説明があったほか、監査人監督機関相互の協力体制を強化するための国際フォーラムの設立や国際協力のあり方等について意見交換が行われた。

（2）第4回監査人監督機関会議

平成18年3月14日に、豪州ASIC（証券投資委員会）の主催により、シドニーにて開催され、審査会からは常勤委員が参加した。

会議には、13カ国（オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、シンガポール、スペイン、スイス、英国）、5機関（金融安定化フォーラム（FSF）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行）が参加し、前回に引き続き参加者による最近の動向についての説明及び国際フォーラムの設立に関してワーキンググループからの報告に基づき、意見交換が行われた。

（3）第5回監査人監督機関会議

平成18年9月15日に、仏H3C（会計監査役高等評議会）の主催により、パリにて開催され、審査会からは会長及び常勤委員が参加した。

会議には、19カ国（オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、

メキシコ、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国）、7機関（欧州委員会（EC）、金融安定化フォーラム（FSF）、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際会計基準委員会（IAIS）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行、バーゼル委員会）が出席した。本会議には、新たに5カ国が参加するなど、これまでで最も大きな規模で行われた。

本会議では、監査人監督機関国際フォーラムの設立が正式に承認され、第1回会合は、平成19年3月に公認会計士・監査審査会（CPA AOB）主催により、東京で開催されることとなった。また、参加者から最近の動向についての説明が行われるとともに、監査人監督機関にとっての諸課題について意見交換が行われた。

2. その他意見交換等

審査会は、国際会議の場以外に二国間ベースでも各国の監督機関等との意見交換を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

【資料編】

1	公認会計士・監査審査会関連資料	
1-1	公認会計士法の改正の概要	
	—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	43
1-2	公認会計士・監査審査会運営規程	46
1-3	公認会計士・監査審査会の実績	50
2	審査及び検査関連資料	
2-1	監査の信頼性確保のために	
	—審査基本方針等—	57
2-2	公認会計士・監査審査会の審査・検査手続	64
2-3	審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人）	65
2-4	4大監査法人の監査の品質管理について	66
2-5	4大監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	76
2-6	平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画	80
3	公認会計士試験実施関連資料	
3-1	旧公認会計士試験制度等の仕組み	82
3-2	新たな公認会計士試験制度等の仕組み	83
3-3	旧公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）	84
3-4	公認会計士試験合格者調等	
3-4-1	平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験 合格者調	85
3-4-2	平成17年公認会計士試験 第2次試験合格者調	91
3-4-3	平成17年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調	97
3-4-4	平成17年公認会計士試験 第3次試験合格者調	104
3-4-5	平成18年公認会計士試験 短答式試験合格者調	111
3-4-6	平成18年公認会計士試験 第3次試験（従前の第3次試験） 合格者調	117
3-5	公認会計士試験実施規則（抄）	123
3-6	公認会計士法施行令第一条の三第一号及び第二号に規定する認定 の基準について	125

公認会計士法の改正の概要

— 公認会計士・監査審査会発足の経緯 —

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに大蔵大臣の諮問機関として「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなり、公認会計士監査に関する調査審議については、同じく金融庁に置かれることとなった金融審議会に移管された。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」を改組・拡充して設けられた「公認会計士・監査審査会」の名称は、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士や監査法人の行う監査業務に対する「事後監視」を担うことを組織の名称として明確化したものである。

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

- ・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
(←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

- ・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

- ・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
→ 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
- ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

- ・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨の使命・職責の規定を整備

○公認会計士等の独立性の強化

- ・上場企業等に対する監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
- ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

- ・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための一般的検査権の導入
- ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政がモニター

○試験制度の見直し

- ・現行の試験体系の簡素化
3段階5回→1段階2回
+ 実務補習修了の確認
- ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

- ・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

- 規制緩和等関連規定の見直し
- 監査法人設立の届出制化

公認会計士・監査審査会は、公認会計士・監査審査会令（平成12年6月7日政令第265号）第2条の規定に基づき、公認会計士・監査審査会運営規程を次のように定める。

公認会計士・監査審査会運営規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会議
- 第3章 調査審議
- 第4章 試験
- 第5章 審査
- 第6章 検査
- 第7章 勧告
- 第8章 専決
- 第9章 雑則
- 附 則

第1章 総則

（目的）

- 第1条** 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 試験事務においては、公認会計士になろうとする者に必要な学識等の判定を行うため厳正に行い、審査及び検査においては、監査の質の確保と実効性の向上を図ることを旨として、客観的・専門的知見から行うものとする。

第2章 会議

（開会）

- 第2条** 会議は、原則として月2回程度開くこととするほか、必要に応じて開くものとする。
- 2 会議は、公認会計士・監査審査会会長（以下「会長」という。）が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。

（会議への出席）

- 第3条** 審査会は、事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、会議において関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、これを公開しない。

(議事録)

第5条 審査会は、会議について、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要
- 五 議決事項
- 六 その他必要と認める事項

(小委員会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 4 議事運営その他小委員会に関し必要な事項は、各小委員長が定める。

第3章 調査審議

(意見表明)

第7条 公認会計士法（以下「法」という。）第32条第5項に基づき、金融庁長官より意見を求められた場合には、書面をもって意見の表明を行なうものとする。

第4章 試験

(試験実施に係る細目)

第8条 公認会計士試験に関する実施計画等必要な細目は、審査会が別に定めるところによる。

第5章 審査

(審査基本方針及び計画の策定)

第9条 審査会は、日本公認会計士協会が法第46条の9の2の規定に基づいて行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果に関する審査にかかる基本方針

を策定するものとする。

2 審査会は、前項の審査の計画を策定するものとする。

(審査)

第10条 前条第1項の審査にかかる事務について、事務局は、定期的に処理状況を審査会に報告するものとする。

2 前項の事務において重大な事実が把握された場合には、事務局は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、審査結果に基づき、立入検査の要否等、必要な対応を決定するものとする。

第6章 検査

(検査基本方針及び計画の策定)

第11条 審査会は、検査にかかる基本方針を策定するものとする。

2 審査会は、審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、日本公認会計士協会、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所（以下「被検査事務所等」という。）のうち検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項、検査期間及び主任検査官その他当該検査の実施項目を定める検査実施計画を策定するものとする。

(検査の報告)

第12条 主任検査官は、立入検査を終了後、必要に応じ検査結果の概要を審査会に報告するものとする。

2 主任検査官は、検査を終了するときは、検査結果を審査会に報告しなければならない。

3 主任検査官は、特に重大な事実を把握した場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第13条 審査会は、検査を終了したときは、検査結果を当該被検査事務所等に通知するものとする。

第7章 勧告

(行政処分等の勧告)

第14条 審査会は、行政処分その他の措置について金融庁長官に対して勧告するとき、書面をもって行うものとする。

第8章 専決

(専決)

第15条 審査会は、審査会の事務処理のうち、次の各号に掲げる事項について、事務局長の専決とさせることができる。

- 一 公告に関する事項のうち軽微なもの
- 二 広報に関する事項（年次報告書の公表を除く。）
- 三 公認会計士試験の実施に関する事項のうち軽微なもの
- 四 報告徴求に関する事項

第9章 雑則

(公表)

第16条 審査会は、毎事務年度終了後、当該事務年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 審査会は、事務処理に必要な各般の情報の収集、整理及び分析を行い、その情報の適切な活用を図るよう努めるものとする。

- 2 審査会は、審査及び検査の各事務を処理した場合において必要があると認めるときは、その各事務処理の結果が行政運営に適切に反映されるよう、関係行政機関に所要の連絡を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から実施する。

回	開催日	主な議題
1	H16. 4. 1	(1) 公認会計士・監査審査会の業務について (2) 公認会計士・監査審査会委員の職務・身分について (3) 公認会計士・監査審査会の開催について (4) 公認会計士・監査審査会の会議の公開等について (5) 公認会計士試験第2次試験の主任委員の指名について
2	H16. 4. 20	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程等について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ①公認会計士試験試験問題調整小委員会の設置等について ②公認会計士試験の実施にかかる状況について (4) モニタリングに関する事項について (5) 懲戒処分の現状について
3	H16. 5. 18	(1) 公認会計士・監査審査会運営規程について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験試験委員選任小委員会等の設置について (4) 品質管理レビューについてのヒアリング
4	H16. 5. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験試験委員選任小委員会委員について ②公認会計士試験第2次試験（短答式）の実施について (3) 公認会計士等の懲戒処分に関するヒアリング (4) 自由討論（審査の基本方針の策定について）
5	H16. 6. 1	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングに係る審査基本方針及び審査基本計画について (3) 政策評価について
6	H16. 6. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューの月次報告について (3) 審査基本方針及び審査基本計画について
7	H16. 6. 16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①新公認会計士試験実施検討小委員会委員について ②第2次試験短答式試験の合格者の決定について (3) 審査基本方針及び審査基本計画等について
8	H16. 6. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査基本方針及び審査基本計画等の策定について (3) 公認会計士試験第3次試験の主任委員等の指名等について (4) 公認会計士等に対する懲戒処分等の考え方について

回	開催日	主な議題
9	H16. 7. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験第3次試験試験委員について ②公認会計士試験第1次試験を免除する者について (3) 政策評価（事業評価）について (4) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について (5) ロゴマークについて
10	H16. 8. 3	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②平成15年度年次報告書の概要について
11	H16. 8. 31	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験第1次試験の試験委員等について (3) 品質管理レビューの実態把握等について
12	H16. 9. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 平成17年 公認会計士試験の年間実施計画について (3) PCAOB検査の概要について (4) 品質管理レビューの月次報告等について
13	H16. 10. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握作業について (3) 監査人監督機関の第1回国際会議等について (4) 議事及び議決の方法について
14	H16. 11. 2	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成16年第2次試験の合格者の決定について ②平成17年第2次試験の試験委員等について (3) 議事及び議決の方法について (4) 品質管理レビューの実態把握の状況について
15	H16. 11. 16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 平成17年公認会計士試験第2次試験の試験委員等について (3) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (4) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
16	H16. 11. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューの実態把握について

回	開催日	主な議題
17	H16. 12. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験試験問題調整小委員会委員について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
18	H16. 12. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について
19	H16. 12. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験第3次試験口述試験受験資格者の決定について (3) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について (4) モニタリングの状況報告について
20	H17. 1. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②品質管理レビューの実態把握について
21	H17. 2. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 新公認会計士試験実施検討小委員会の検討事項の報告について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握について ②モニタリングに係る報告について (4) 来年度のレビュー計画及び審査について（自由討論）
22	H17. 2. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングに係る報告について
23	H17. 3. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの実態把握及び提言に対する対応について ②品質管理レビューの月次報告について ③モニタリングについて
24	H17. 3. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成16年第3次試験の合格者等の決定について ②平成17年第1次試験の合格者の決定について
25	H17. 4. 5	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 監査人監督者国際会議について (3) 品質管理レビューについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて

回	開催日	主な議題
26	H17. 4. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
27	H17. 5. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験第2次試験（短答式）の実施について (3) モニタリングについて
28	H17. 5. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の活動状況の公表（方針）について (3) モニタリングについて
29	H17. 5. 31	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価について (3) モニタリングについて
30	H17. 6. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査基本方針等の見直しについて ③モニタリングについて
31	H17. 6. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①第2次試験短答式試験の合格者の決定について ②第3次試験の主任委員等の指名について ③新公認会計士試験の年間スケジュール（試案）について (3) モニタリングについて ①審査基本方針等の見直しについて ②モニタリングについて
32	H17. 6. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①第3次試験試験委員について ②新公認会計士試験の実施に関する検討事項の報告について (3) モニタリングについて
33	H17. 7. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
34	H17. 7. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価について (3) モニタリングについて ①平成16年度年次報告書の概要について ②モニタリングについて

回	開催日	主な議題
35	H17. 8. 2	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 新公認会計士試験の実施に関する検討事項の報告について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
36	H17. 8. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 新公認会計士試験の実施に関する検討事項の報告について (3) モニタリングについて
37	H17. 9. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3) モニタリングについて
38	H17. 9. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
39	H17. 9. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
40	H17. 10. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 平成18年公認会計士試験の年間実施計画について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて (3) 審査会の活動状況の公表について
41	H17. 10. 18	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
42	H17. 10. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について ②モニタリングについて (3) 監査人監督機関国際会議について (4) 公認会計士試験実施規則の改正について
43	H17. 11. 1	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験実施規則の改正について ②平成17年第2次試験の合格者の決定について (3) 審査会の活動状況の公表について (4) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて

回	開催日	主な議題
44	H17. 11. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の活動状況の公表について (3) モニタリングについて
45	H17. 11. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の活動状況の公表について (3) 平成18年公認会計士試験の試験委員等について (4) モニタリングについて
46	H17. 12. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
47	H17. 12. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士・監査審査会運営規程について (3) 公認会計士試験第3次試験口述試験受験資格者の決定について (4) モニタリングについて
48	H18. 1. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて (4) 日本公認会計士協会の「協会組織ガバナンス改革大綱案」等について
49	H18. 1. 31	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
50	H18. 2. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて (3) 監査基準の改訂に関する意見書等について
51	H18. 3. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
52	H18. 3. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 平成17年第3次試験の合格者等の決定について (3) 監査人監督機関国際会議について (4) モニタリングについて
53	H18. 3. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第8条第2項の規定により行われる従前の第3次試験の試験委員等について (3) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について

回	開催日	主な議題
54	H18. 4. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 日本公認会計士協会の実務指針及び会長声明等について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
55	H18. 5. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (4) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
56	H18. 5. 16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
57	H18. 5. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3) モニタリングについて
58	H18. 5. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
59	H18. 6. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
60	H18. 6. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価について (3) モニタリングについて ①品質管理レビューの月次報告について ②モニタリングについて
61	H18. 6. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて
62	H18. 6. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成18年短答式試験の合格者の決定について ②公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第8条第2項の規定により行われる従前の第3次試験の合格者の決定について (3) モニタリングについて
63	H18. 6. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) モニタリングについて ①公認会計士法第41条の2の規定に基づく勧告について ②4大監査法人の監査の品質管理について ③平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画について

監査の信頼性確保のために

— 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会
平成16年6月29日
改正平成17年6月14日

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）がこれを審査し、必要に応じて検査する（以下「モニタリング」という。）機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは監査事務所等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の

視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

審査会は、モニタリングの実施に当たって、以上のような観点を踏まえ、次のように「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を定める。なお、社会経済情勢の変化、審査・検査手法の向上等を踏まえ、これらの方針等について、事務年度毎に見直しを行い、必要に応じ適宜改正を行うものとする。

Ⅰ. 審査基本方針及び審査基本計画

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

新たに審査会によるモニタリング制度が導入された目的に鑑み、また、制度導入当初であることを踏まえ、限られた行政的資源のもとでこの機能を効果的に果たしていくために、当面以下のような考え方を重視することとする。

① 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応

監査の質の確保と実効性の向上への期待に積極的に対応するために、協会からの報告のみにとらわれず様々な情報を活用して、特に大きな問題点の的確な把握や実効性ある改善が確保され得るようなアプローチを確立していくこととする。その際、特にわが国経済に大きな影響を与える上場企業等に対する監査業務に係る品質管理の状況が遅滞なく的確に把握できるようなアプローチを模索し、確立する。

② 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上

協会からの報告に基づき継続的に審査活動を進めていくことに加え、協会による品質管理レビュー自体の信頼性、実効性を高め、審査の結果が適切に反映されるような仕組みが確実に構築されることを目指すとともに、信頼性の高い品質管理が監査業務に浸透するよう努めていく。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。
- ③ その他必要に応じ、審査会の任務を踏まえ、監査業務全体の質の確保と実効性の向上に資すると考えられる措置が認められた場合には、これを助言・提言等の形で関係者等に対し表明する。

2. 審査基本計画

(1) 継続的審査活動と重点審査事項

上記の審査基本方針に基づき、次のような事項に重点を置いて、**協会からの報告を基にその内容を継続的に審査**する。その際、協会の自治統制機能を評価するとともに、特定の法令等諸基準の遵守状況を横断的に審査する新たな手法の可能性についても検討を行う。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(2) 当面の各事務年度における更なる取組み

上記の継続的な審査活動に加え、**協会による品質管理レビューの一層の機能向上**を図る見地から、当面各事務年度毎に次のような取組みを行う。

【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

協会によるこれまでの品質管理レビュー（基本的スタンス、実施体制、実施方法等）について、**深度ある実態把握**を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行う。その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、当年度のできるだけ早い時期に、協会による品質管理レビューの一層の信頼性向上と効果的な遂行のための条件整備・手法改善等に関し、**公益的立場から助言・提言等を行うとともに、必要に応じて勧告**を行う。

(注) 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

【平成 17 事務年度（18 年 6 月まで）】

初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、重点審査事項により留意した対応や**審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化**することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、**審査の枠組みを強化**する。

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

【平成 18 事務年度（19 年 6 月まで）以降】

協会による品質管理レビューが、相当程度機能向上していることを基本として、協会による品質管理レビューと審査会による審査活動による相乗効果により、**一層の監査の質の確保と実効性の向上**を目指す。

II. 検査基本方針

審査会の検査は、協会からの報告に対して「審査基本方針及び審査基本計画」に基づき行われる審査結果を踏まえて、必要に応じ次のように実施する。

1. 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- (1) 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかについての審査結果に基づき、必要があると認めるときに協会等に立入検査を行う。
- (2) 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかについての審査結果に基づき、必要かつ適切と認めるときに監査業務に関し監査事務所へ立入検査を行う。
- (3) 上記(2)の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を適切に把握する必要があると認める場合には被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果、審査会は個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

2. 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

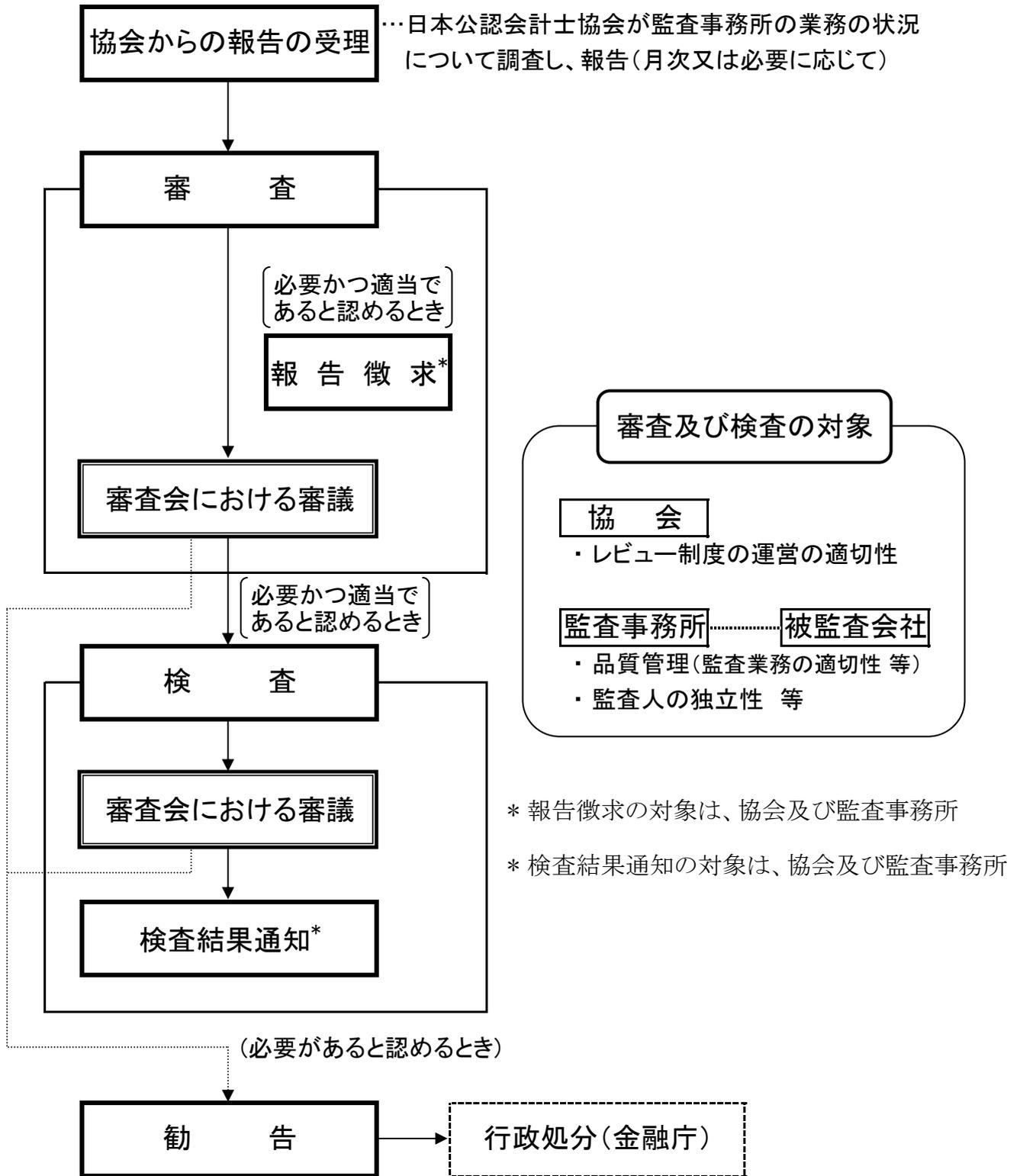
- (1) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- (2) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対監査事務所）
- (3) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要があると認められる場合等（主に対被監査会社等）

- (4) 法令等諸基準の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (5) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

3. 検査の手続

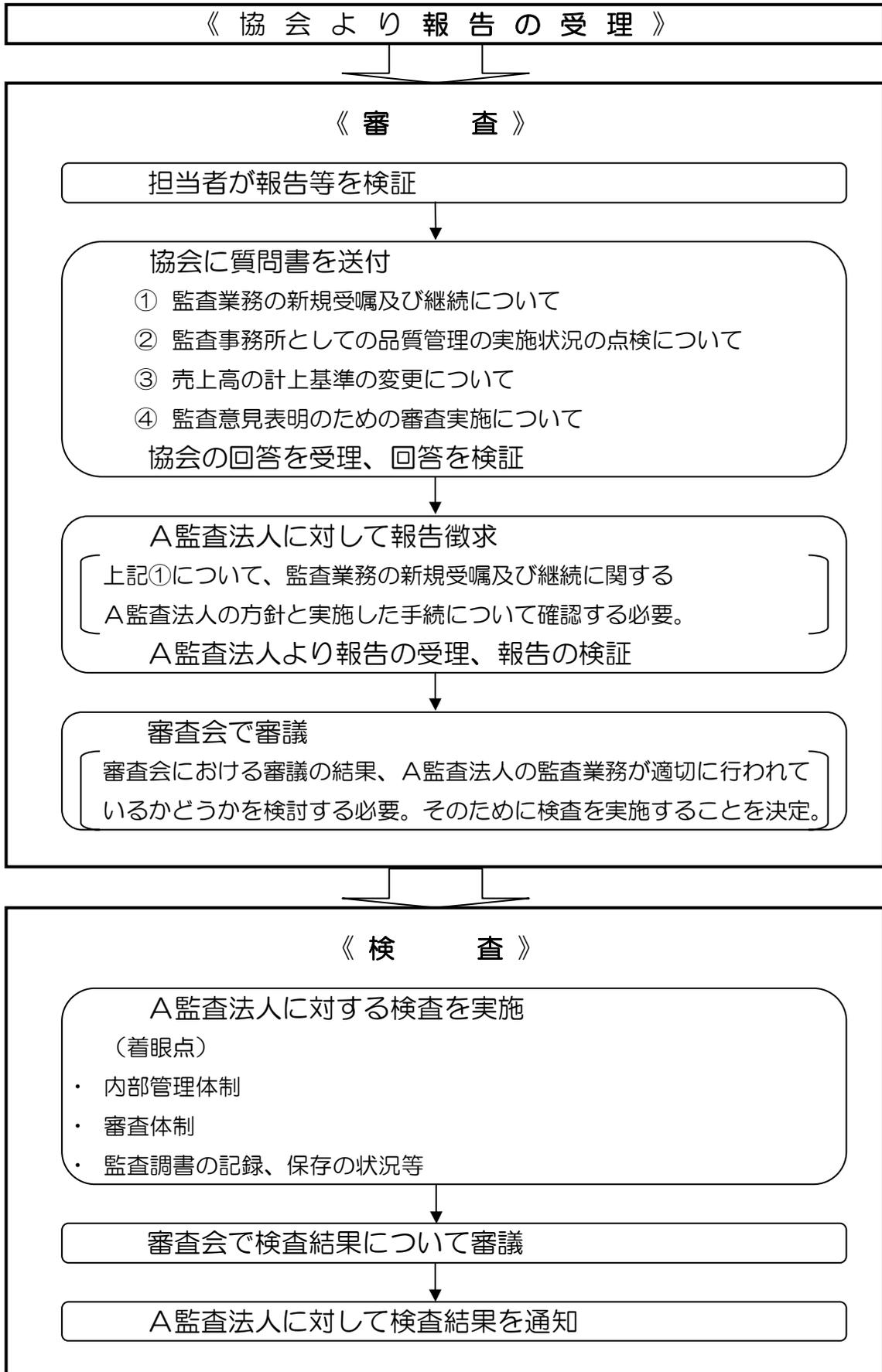
審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、運営規程に従い、検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項等、検査の実施項目を定める検査実施計画を策定し、検査を終了したときは、被検査事務所等に対して検査結果の通知を行う等適切な手続をとるものとする。

公認会計士・監査審査会の審査・検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人）



4 大監査法人の監査の品質管理について

4 大監査法人の検査で検証した限り、いずれの法人についても、
 <法人としての品質管理：監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分>
 <個々の監査業務の品質管理：監査の基準への準拠に不十分なものあり>
 ↓
 <法人として監査の品質管理のための組織的な業務運営の改善が必要>

- * 検査：公益又は投資者保護のため品質管理上の問題を指摘するもの
 組織的な業務運営が不十分 ≠ 監査意見の表明が不適切
 検査手法・・・諸外国と同程度、検査結果・・・諸外国と共通

検査項目	指摘事項（不十分な点）
業務運営全般	組織的な業務運営 業務改善、法令等遵守態勢、地方事務所の管理態勢
職業倫理及び独立性	手続の運用
研修等	管理態勢
監査契約の新規締結・更新	リスク評価や手続
監査業務の遂行	監査計画、実証手続等、会計上の見積り等、 その他の手続、監査意見の表明に係る手続
監査調書	作成、査閲、保存
監査業務に係る審査	深度ある審査 問題を認識し、処理の適切性を確認する態勢
品質管理システムの監視	運用
共同監査	方針と手続の整備
組織的監査	監査チームによる監査、審査、地方事務所管理

4 大監査法人の監査の品質管理について

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、昨年10月、昨今の会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人、中央青山監査法人の4大監査法人に対する早急な検査等の措置を行うことを公表し、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の実施した品質管理レビューの報告に対する審査を行った後に、4大監査法人への検査を実施した。

これら検査で検証した限りにおいて、4大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準（以下「監査基準」という。）への準拠に不十分なものが認められる。今後、例えば、監査リスクの高い監査業務に対しても常に監査基準等が定める監査の質を確保できるように、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

審査会は、本検査の結果を個別に4大監査法人に通知し、4大監査法人に対して監査の品質管理、業務運営の改善を求めるものである。また、審査会は、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性確保に資するよう、4大監査法人の監査の品質管理に関する検査結果の概要について取りまとめ、これを公表することとした。

なお、検査は監査法人に対し、また、検査対象である個々の監査業務に対する全般的な評価を行うものではなく、主として監査の品質管理の問題を指摘するものである。検査で指摘している問題点は検査官が検証した範囲で認められたものであり、各監査法人のすべての監査業務に共通して生じているものではない。これらの問題点が潜在的なものも含め改善されることにより、監査の質が向上すると考えている。監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分

であり、改善が求められるということは、直ちに各監査法人の行う監査意見の表明が不適切であると指摘しているものではないことに留意を要する。審査会は4大監査法人が監査の品質管理の向上に努めており、個々の監査業務の多くについて監査の質は確保されていると信じている。

また、審査会は諸外国の関係機関とも二国間、多国間で意見交換を実施している。本検査の検査手法は諸外国の検査を参考に同程度の範囲、深度となるように努めたところである。今般の検査結果の多くは諸外国の検査結果と共通した内容が認められる。(既に米国、カナダ及び英国においては、4大監査法人に対する検査が実施され、その結果が公表されている。また、それぞれの国において各4大監査法人による改善措置が着手され、そのフォローアップも行われている。)

審査会は、今般の検査結果を踏まえ、平成18事務年度より4大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

1 公認会計士・監査審査会の検査

審査会は、公認会計士法に基づき、監査の品質管理の観点から、協会が実施する品質管理レビューの報告を受けてこれを審査し、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には、監査事務所等に対して検査を実施している。

昨年10月、昨今の会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、審査会は4大監査法人に対する早急な検査等の措置を行うことを公表し、協会の実施した品質管理レビューの審査を行った後に、4大監査法人に対する検査を実施したところである。

本検査は、監査の品質管理、すなわち法人としての品質管理及び個々の監査業務の品質管理の観点、また、公認会計士法、証券取引法、監査基準、会計基準等への準拠（これらは監査の品質に直接関係する。）の観点から、審査会事務局の検査官が各監査法人に立ち入り、その業務に関係ある帳簿書類その他の物件を検査したものである。法人としての品質管理については、関連する文書の閲覧、法人の長である理事長以下、社員等からの聴取を行い、個々の監査業務の品質管理については協会の品質管理レビューで選定された監査業務及び審査会が選定した監査業務に関して、監査調書の閲覧、担当する業務執行社員等からの聴取を行った。

2 4大監査法人の概要

あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人、中央青山監査法人の4大監査法人はそれぞれ、代表社員が200名から300名程度、社員が200名程度、これらを含む公認会計士が1,500名程度、会計士補が700名から900名程度、その他職員を含め約3,000名の規模である。所属する公認会計士及び会計士補のうち代表社員及び社員の割合は2割前後である。事務所数は本部事務所のほか30程度、関係会社数は10から20程度である。これら監査法人は数回の合併を経て、現在の姿となっている。それぞれの監査法人はKPMG、DTT、E&Y、PwCのいわゆるBig4と提携している。各監査法人が監査業務を行っている被監査会社は3,500社から4,700社であり、うち証券取引法又は商法特例法に基づく監査の被監査会社は約2,000社である。これらのいわゆる大会社に対する監査業務のうち約8割を4大監査法人が実施している。4大監査法人平均で業務収入は約500億円である。

3 業務運営全般

4大監査法人はそれぞれ、法人の長として理事長又は包括代表社員を置き、社員総会、理事会等の組織を設けるとともに、内規を策定して業務運営を行っている。監査の品質管理については各法人とも重要課題として業務管理本部等を設けて、また、海外提携先の監査マニュアルに準拠した監査マニュアルを用いて、品質管理の確保及び監査の質の向上に努めている。地方事務所については事務所長会議等を通じて管理している。地方事務所に関して自主運営、独立採算制を採用している法人もある。なお、個々の監査業務については法人から指名された業務執行社員が行い、また、指名を受けた業務執行社員が当該監査の実施について責任を負い、法人の業務運営を行う理事長等は当該監査業務には直接には関与していない。

監査の品質管理のための組織的な業務運営については、4大監査法人のいずれも不十分と認められる。過去に行政処分を受けた法人が複数あるが、検査着手時において、その後の業務改善はいずれも不十分と認められる。また、監査法人として過去の事件を検証し、今後の監査業務の質の向上に活かすための取組みが不十分な法人がある。法令等遵守（コンプライアンス）については、各法人ともに、法令等遵守の必要性及びその範囲の認識並びに体制整

備の取組みは不十分である。地方事務所の管理態勢については、地方事務所任せになっているところがある等、各法人ともに、不十分な点がある、あるいは不十分であると認められる。

4 職業倫理及び独立性

職業倫理及び独立性の確保については、各法人ともに、海外提携先のマニュアル等を踏まえ、法令の定める内容より一層厳しい基準を定めている。また、その遵守のために、年次の一斉点検等の確認手続、被監査会社の株式の所有及び被監査会社からの借入等について事前承認手続等を定めて実施している。

非監査業務の同時提供については、これを禁止する改正公認会計士法施行に伴い、又はそれ以前から、各法人ともに、非監査業務の契約に際して事前承認手続を定めて実施している。

独立性の確認手続に実施漏れがあるもの、事前承認手続が事後に行われているもの等が認められ、これらの手続の運用はいずれの法人においても不十分と認められる。

5 研修等（人事管理を含む。）

各法人ともに、専門知識の研修プログラムを法人に所属する社員等に独自に多数提供している。また、公認会計士は公認会計士法により協会が行う研修を受けることを義務づけられている。各法人ともに、当該研修の履修状況を管理する体制を設けている。

公認会計士個人の認識不足とともに、研修は基本的には個人の問題であるとの認識等から法人の管理が不十分なため、法令で要求されている研修単位を充たしていない事例が複数の法人に認められるなど、研修の管理態勢はいずれの法人においても不十分な点が認められる。

監査法人内での社員及び職員に対する処分に関しては、関連内規の整備が不十分な法人、内規に従った処分を行っていない法人が複数認められ、処分

の態勢は不十分と認められる。

6 監査契約の新規締結・更新

各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に当たって、法規委員会研究報告第3号により監査業務に係る合意事項を契約書に文書化し、当該契約の監査リスクを評価し、それに応じた事前承認を行う手続を設けて実施している。

各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続に不十分なものがあり、事前承認を経ずに、また、契約締結前に監査業務に着手している事例が認められる。各法人ともに、監査契約書への合意事項等記載に不備がある事例が多数認められる。

7 監査業務の遂行

各法人ともに、監査業務は監査マニュアルに従い、業務執行社員、主査又は主任、その他の補助者からなる監査チームにより組織的に監査を実施している。なお、大会社等については複数業務執行社員制を採用し、法定監査等については指定社員制を採用している。

(監査計画)

監査計画の承認手続等が不十分な事例が認められる法人がある。また、重要性の基準値の運用について不十分な事例が複数の法人に認められる。各法人ともに、リスク・アプローチが不十分な事例が認められる。

(実証手続等)

残高確認について、各法人ともに、残高確認の未実施、残高確認の結果の不十分なフォローアップ、代替手続の未実施等、不十分な事例が多数認められる。

実証手続について、各法人ともに、手続不十分なために十分かつ適切な監査証拠が入手されていない事例が認められる。

連結の範囲に関する検討が不十分な事例が複数の法人に認められる。

(会計上の見積り等)

監査チームは全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しており、会計上の見積りに係る固有リスクの程度及び統制リスクの程度を評価し、財務諸表に含まれるべき重要な会計上の見積りが漏れなく合理的に行われていることに関する監査証拠を入手している。

棚卸資産の評価、有価証券の評価、関係会社投融資の評価、貸出債権の評価、貸倒引当金の見積り、繰延税金資産・負債等の会計上の見積り、さらに不動産の流動化についての検討に関する監査手続が不十分な事例が複数の法人に認められる。

(その他の手続)

経営者等とのディスカッションが不十分な事例が複数の法人に認められる。
継続企業的前提や後発事象に関する監査手続が不十分な事例が複数の法人に認められる。

財務諸表に重要な影響を及ぼす訴訟事件等を把握するための弁護士確認状に関する手続が適切に行われていない法人がある。

他の監査人の監査結果の利用について、各法人ともに、海外に所在する連結子会社等に係る他の監査人の監査結果の利用に当たって独立性の確認書を入手していない事例が認められ、監査指示書に対する回答等必要な文書を入手していない事例が複数の法人に認められる。

不正及び誤謬を発見するために実施すべき手続が十分に実施されていない事例が認められる法人がある。

(監査意見の表明に係る手続)

監査意見の表明に係る手続として検出事項要約表、経営者確認書、監査報告書の作成に関して不十分な事例が複数の法人に認められる。

8 監査調書

監査調書については、内閣府令、監査基準に定められており、また、監査基準委員会報告書第16号には監査基準に準拠した監査の実施及び十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を形成したことを立証するための資料として作成するものであり、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の要件を具備するものと定められている。各法人ともに、内閣府令、監査基準等を踏まえ監査調書について監査マニュアルで規定し、監査調書を作成、保存し

ている。

各法人ともに、監査手続を十分に実施したと主張しているものの、監査調書の文書化が不十分であり、事後的な検証が困難であった事例が多数認められる。また、各法人ともに、監査調書の査閲が不十分な事例が多数認められる。さらに、各法人ともに、地方事務所における管理が不十分なものが多数認められる等、監査調書の保存に不十分な点がある、あるいは保存態勢が不十分であると認められる。

9 監査業務に係る審査

各法人ともに、監査計画、監査意見の審査については、審査を受ける監査チームに属していない他の代表社員又は社員が審査担当者となって審査を行い、その後あるいは必要に応じて、合議制の上級審査組織による審査に付す重層的な体制を設けている。審査担当者は監査チームの作成した資料等に基づき、業務執行社員等から説明を受けて、監査計画、監査意見について審査しており、上級の審査組織は審査担当者の審査結果を踏まえ、業務執行社員等から説明を受けて、合議により審査を行っている。

各法人ともに、審査項目をチェックするのみで深度のある審査が行われていない事例、また、監査チームあるいは審査担当者から示された項目を主として審査するため、監査チームの外あるいは上級の立場からの審査が十分に行われていない事例等が認められ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点がある、あるいは、審査態勢が不十分と認められる。

10 品質管理システムの監視

各法人ともに、品質管理システムを監視、点検する体制を設けており、部門・地方事務所の品質管理及び業務執行社員の品質管理について点検している。

各法人ともに、その運用が不十分な事例が認められる。

11 共同監査

各法人ともに、共同監査を実施している。小規模の監査事務所との共同監査のほか、4大監査法人同士で共同監査を実施している事例も認められる。各法人は監査基準委員会報告書第12号に基づき、監査マニュアルに共同監査に関する方針と手続を策定し、これらに従って共同監査を実施している。

各法人ともに、特に4大監査法人間で共同監査を実施する場合、当該共同監査に関する具体的な方針と手続の整備が不十分で、共同監査を行う両法人の当事者間における意思疎通が不十分な事例、役割分担した事項については相手方法人の担当者任せとなっている事例等が認められる。

12 組織的監査

監査法人は組織的監査を行うために設立されているものであり、各法人ともに、海外提携先との提携の下、監査マニュアル等によって組織として監査を行い、そのための業務運営を行っている。

各法人ともに、監査調書の監査責任者及び監督機能を有する監査補助者による査閲が不十分な事例が多く認められ、監査チーム内で指導が十分でなく、チーム段階での組織的監査は不十分なものが認められる。

また、各法人ともに、監査チームによる監査計画、監査意見について法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であると認められ、地方事務所について法人として統一された業務運営態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であり、法人としての組織的監査が不十分と認められる。

13 その他

監査に要する時間及び人員について、必要と考えられるものに比して実際の時間及び人員が少ないとする監査チームがある法人がみられる。

(参考)

「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」(抜粋)(平成17年10月25日)

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

1 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を随時取りまとめ、公表することとしている。
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

4 大監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

あずさ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、あずさ監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

- (1) あずさ監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、体制、手続に不十分な点がみられるほか、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

監査法人トーマツに対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人トーマツを検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

- (1) 監査法人トーマツを検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行に不十分な点が認められる。監査調書の作成・保存に不十分な点が認められ、保存態勢は不十分であると認められる。監査業務の審査については、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視、共同監査に不十分な点が認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

新日本監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、新日本監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

- (1) 新日本監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守の意識及び取組みが不十分であると認められる。独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢に不十分な点が認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

中央青山監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、中央青山監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

- (1) 中央青山監査法人を検査した結果、監査人の意識、過去の事件を踏まえた取組みが不十分なこともあり、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査について重層的な審査体制が設けられているものの、レビューパートナーの審査が中心で、その審査も深度あるものとはいえないものがみられ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢は不十分であると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢に不十分な点が認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられ、業務執行社員は十分な心証を得て監査業務を行ったと主張しているものの、検査において、当該監査業務で実施した監査手続を十分な根拠を示して説明できないものが認められる。

- (3) 中央青山監査法人は、平成 18 年 5 月 10 日付の行政処分に関して、同年 6 月 10 日付で公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づく報告を金融庁に提出したが、公認会計士・監査審査会は、その提出に当たっては検査の状況を踏まえたものとするよう要請していたところである。

当該報告で示された改善策の確実かつ早急な実施が必要である。

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は平成 16 年 4 月に発足後、審査基本方針等に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の行う品質管理レビューの審査、必要に応じて検査を行ってきたところである。

平成 16 事務年度においては、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行い、その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。また品質管理レビューの審査を行い、一部の監査事務所に対する検査を実施した。

平成 17 事務年度においては、初年度の取組みを踏まえて審査を行い、検査を行った。特に、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施した。

平成 18 事務年度においては、これまでの審査会の活動実績、昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、一層の監査の質の確保に資するように、審査及び検査を実施することとする。

1 平成 18 事務年度審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 16 事務年度においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況を重点的に検証した。その結果、多くの監査事務所で確認が不十分な実態が把握された。さらに、平成 17 事務年度においても同様に不十分な実態が把握されたところであり、引き続き確認に関する検証が必要と考えられる。

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、会計上の見積りについて不十分な事例を多く把握したところである。また、監査業務に関する審査について、問題の発見及び解決がなされるためには不十分な態勢であると認められた。

これらを踏まえ、平成 18 事務年度においては、監査手続としては確認及び会計上の見積りについて、また、監査業務に係る審査態勢について重点的に検証することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

審査会が協会の品質管理レビューについて実態把握及び提言を通じて改善を要請し、1 年余りが経過しており、協会の品質管理レビューの改善が期待される。また、監査基準の改訂、品質管理基準の策定により監査事務所の監査の品質管理がより一層重視されるようになっており、協会の品質管理レビューの改善状況について検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 4大監査法人に対するフォローアップ検査

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、4 大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。今後、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

今般の検査結果を踏まえ、平成 18 事務年度より、4 大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

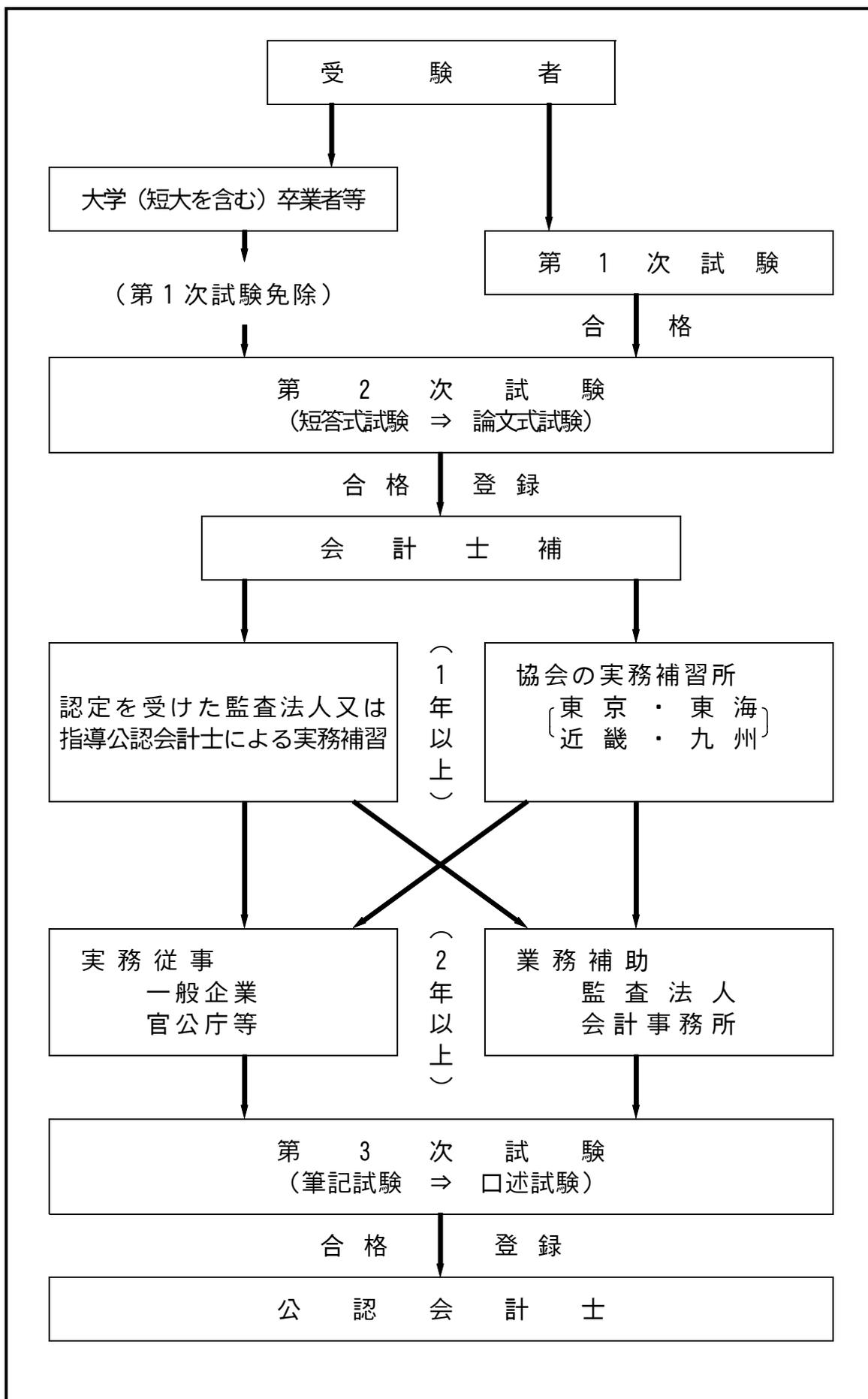
(2) 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的には、いわゆる Big 4 への検査が実施された後、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されている。

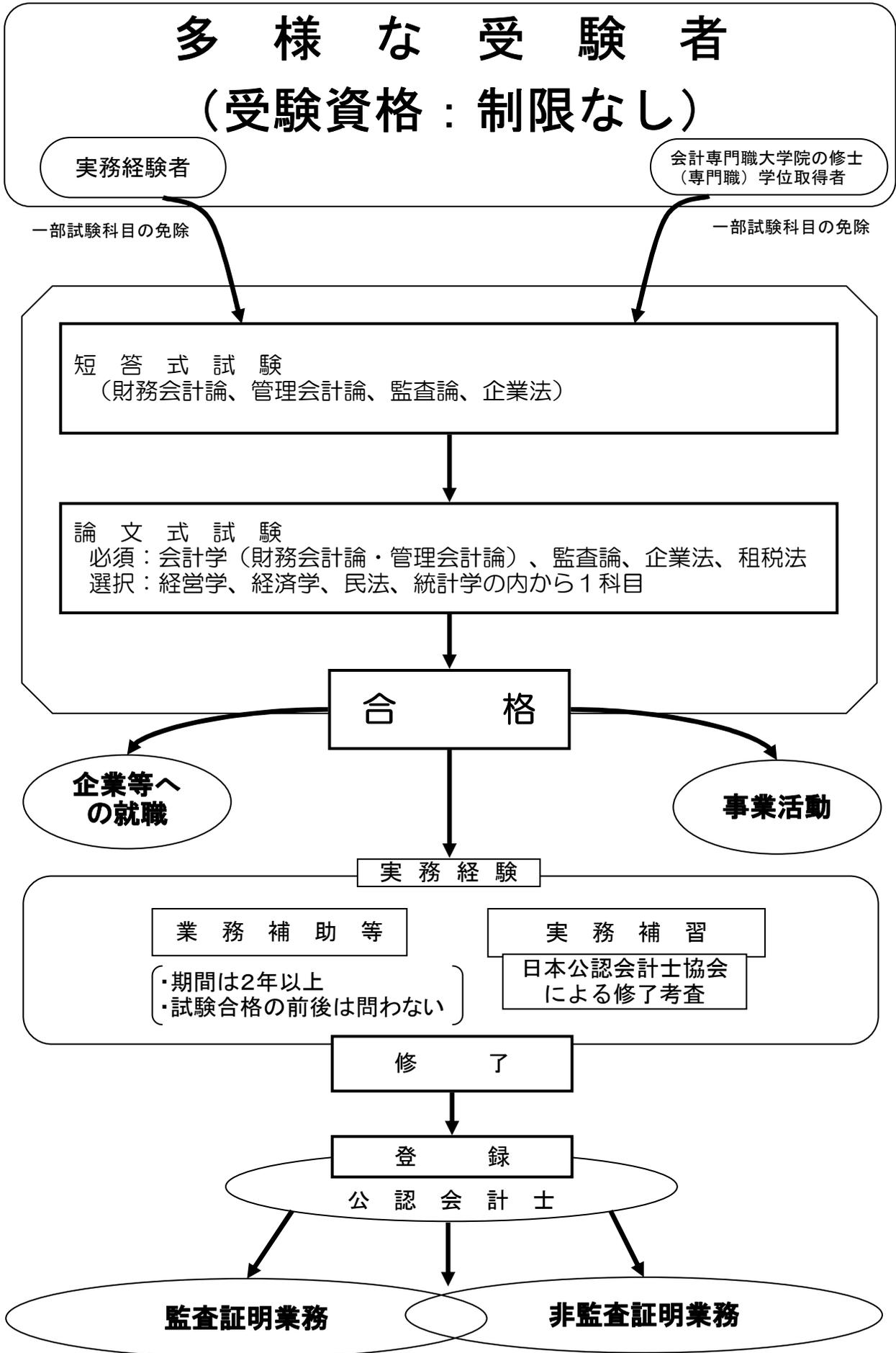
平成 16 事務年度及び 17 事務年度の審査には、中規模監査法人に対するものも含まれており、平成 18 事務年度の審査においても中規模監査法人に対するものが計画されている。

平成 18 事務年度においては、この国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて検査を実施する。

旧公認会計士試験制度等の仕組み



新たな公認会計士試験制度等の仕組み



3-3

旧公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）

（単位：人，％）

区 分 年 別	第 一 次 試 験			第 二 次 試 験			第 三 次 試 験		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平元 (1)	638	155	24.3	5,735	596	10.4	188	81	43.1
(2)							540	289	53.5
2 (1)	770	208	27.0	6,449	634	9.8	244	127	52.0
(2)							509	295	58.0
3 (1)	732	151	20.6	7,157	638	8.9	217	122	56.2
(2)							461	224	48.6
4 (1)	840	107	12.7	8,102	798	9.8	244	125	51.2
(2)							706	354	50.1
5 (1)	838	143	17.1	9,538	717	7.5	361	184	51.0
(2)							785	372	47.4
6 (1)	716	80	11.2	10,391	772	7.4	428	205	47.9
(2)							829	379	45.7
7 (1)	254	48	18.9	10,414	722	6.9	452	228	50.4
(2)							962	499	51.9
8	266	45	16.9	10,183	672	6.6	1,103	690	62.6
9	249	34	13.7	10,033	673	6.7	1,063	614	57.8
10	227	27	11.9	10,006	672	6.7	1,150	651	56.6
11	221	34	15.4	10,265	786	7.7	1,154	654	56.7
12	141	28	19.9	11,058	838	7.6	1,143	679	59.4
13	119	19	16.0	12,073	961	8.0	1,154	710	61.5
14	150	30	20.0	13,389	1,148	8.6	1,225	755	61.6
15	166	20	12.0	14,978	1,262	8.4	1,294	802	62.0
16	147	13	8.8	16,310	1,378	8.4	1,428	934	65.4
17	68	10	14.7	15,322	1,308	8.5	1,615	1,053	65.2
18	—	—	—	—	—	—	51	27	52.9
合 計	29,421	4,478	15.2	321,580	24,430	7.6	53,816	18,695	34.7

- (注) 1. 合計欄の数字は公認会計士試験実施（昭和24年）からの累計である。
2. 平成18年の第三次試験については、平成16年又は平成17年の第三次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者（筆記試験免除資格取得者）に対し実施している。

平成17年公認会計士試験

第 2 次 試 験

短答式試験合格者調

1. 年 別 合 格 者 調

年 別	願書提出者 (A)	論文式試験 受験資格者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C / A	C / B
	人	人	人	%	%
24 ~ 29	9,229	—	882	9.6	—
30 ~ 39	24,547	—	1,687	6.9	—
40 ~ 49	41,444	—	2,714	6.5	—
50 ~ 59	46,866	—	3,031	6.5	—
60 ~ 63	18,091	—	1,541	8.5	—
平成 元	5,735	—	596	10.4	—
2	6,449	—	634	9.8	—
3	7,157	—	638	8.9	—
4	8,102	—	798	9.8	—
5	9,538	—	717	7.5	—
6	10,391	—	772	7.4	—
7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
17	15,322	3,548			
合 計	306,258	32,719	23,122	7.5	27.8

(注) 1. 合計欄には平成17年の数値は含まない。

2. 論文式受験資格者中 最高年齢67歳、最低年齢19歳、女性599人

平成17年2次

2. 年 齡 別 合 格 者 調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 免 除 申 請 者	論 文 式 受 験 資 格 者	論 文 式 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
25歳未満	6,218	1,444	23.2	2	1,446	40.7
25歳以上30歳未満	5,273	1,386	26.3	1	1,387	39.1
30歳以上35歳未満	2,301	507	22.0	8	515	14.5
35歳以上40歳未満	804	124	15.4	11	135	3.8
40歳以上45歳未満	338	34	10.1	9	43	1.2
45歳以上50歳未満	140	10	7.1	3	13	0.4
50歳以上	210	5	2.4	4	9	0.3
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年 2 次

3. 学歴別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 免 除 申 請 者	論文式 受 験 資 格 者	論文式 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
大 学 卒 業	11,560	2,876	24.9	35	2,911	82.0
大 学 在 学	3,034	514	16.9	0	514	14.5
短 大 卒 業	141	17	12.1	0	17	0.5
高 校 卒 業	526	100	19.0	2	102	2.9
そ の 他	23	3	13.0	1	4	0.1
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

4. 職業別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 免 除 申 請 者	論文式 受 験 資 格 者	論文式 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
会 計 事 務 所 員	220	20	9.1	1	21	0.6
税 理 士	49	8	16.3	2	10	0.3
公 務 員 ・ 公共企業体等職員	112	7	6.3	4	11	0.3
銀 行 ・ 会 社 員	1,075	85	7.9	1	86	2.4
教 員	17	0	0.0	15	15	0.4
学 生	3,336	565	16.9	0	565	15.9
無 職	10,366	2,820	27.2	4	2,824	79.6
そ の 他	109	5	4.6	11	16	0.5
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年 2 次

5.財務局別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 免 除 申請者	論文式 受 験 資 格 者	論文式 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
北 海 道	257	52	20.2	2	54	1.5
東 北	341	75	22.0	0	75	2.1
関 東	9,160	2,096	22.9	21	2,117	59.8
北 陸	262	66	25.2	2	68	1.9
東 海	1,020	258	25.3	2	260	7.3
近 畿	3,104	704	22.7	6	710	20.0
中 国	255	81	31.8	1	82	2.3
四 国	171	47	27.5	0	47	1.3
九 州	110	20	18.2	1	21	0.6
福 岡	574	104	18.1	3	107	3.0
沖 縄	30	7	23.3	0	7	0.2
合 計	15,284	3,510	23.0	38	3,548	100.0

平成17年2次

平成 1 7 年 公 認 会 計 士 試 験

第 2 次 試 験

合 格 者 調

1. 年 別 合 格 者 調

年 別	願書提出者 (A)	論文受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C / A	C / B
	人	人	人	%	%
2 4 ~ 2 9	9,229	—	882	9.6	—
3 0 ~ 3 9	24,547	—	1,687	6.9	—
4 0 ~ 4 9	41,444	—	2,714	6.5	—
5 0 ~ 5 9	46,866	—	3,031	6.5	—
6 0 ~ 6 3	18,091	—	1,541	8.5	—
平成 元	5,735	—	596	10.4	—
2	6,449	—	634	9.8	—
3	7,157	—	638	8.9	—
4	8,102	—	798	9.8	—
5	9,538	—	717	7.5	—
6	10,391	—	772	7.4	—
7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
1 0	10,006	3,395	672	6.7	19.8
1 1	10,265	3,320	786	7.7	23.7
1 2	11,058	3,381	838	7.6	24.8
1 3	12,073	3,336	961	8.0	28.8
1 4	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
1 5	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
1 6	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
1 7	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合 計	321,580	36,267	24,430	7.6	(28.7)

(注) 1. 平成17年合格者中

最高年齢52歳、最低年齢20歳、平均年齢25.7歳、女性248人

2. 年齢別合格者調

区 分	受 験 願 書 提 出 者 数			論文式 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比
	短答式 受 験 者	短答式 免 除 申 請 者	計			
	人	人	人	人	人	%
25歳未満	5,632	1	5,633	1,303	583	44.5
25歳以上30歳未満	5,601	2	5,603	1,465	554	42.4
30歳以上35歳未満	2,443	8	2,451	557	136	10.4
35歳以上40歳未満	877	10	887	154	28	2.1
40歳以上45歳未満	367	10	377	45	5	0.4
45歳以上50歳未満	148	3	151	14	0	0.0
50歳以上	216	4	220	10	2	0.2
合 計	15,284	38	15,322	3,548	1,308	100.0

平成17年 2 次

3. 学歴別合格者調

区 分	受験願書提出者数			論文式 受験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比
	短答式 受験者	短答式 免 除 申請者	計			
	人	人	人	人	人	%
大 学 卒 業	11,560	35	11,595	2,911	1,034	79.0
大 学 在 学	3,034	0	3,034	514	233	17.8
短 大 卒 業	141	0	141	17	6	0.5
高 校 卒 業	526	2	528	102	35	2.7
そ の 他	23	1	24	4	0	0.0
合 計	15,284	38	15,322	3,548	1,308	100.0

平成17年2次

4. 職業別合格者調

区 分	受験願書提出者数			論文式 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比
	短答式 受験者	短答式 免 除 申請者	計			
	人	人	人	人	人	%
会 計 事 務 所 員	220	1	221	21	5	0.4
税 理 士	49	2	51	10	4	0.3
公 務 員 ・ 公共企業体等職員	112	4	116	11	3	0.2
銀 行 ・ 会 社 員	1,075	1	1,076	86	11	0.8
教 員	17	15	32	15	2	0.2
学 生	3,336	0	3,336	565	253	19.3
無 職	10,366	4	10,370	2,824	1,028	78.6
そ の 他	109	11	120	16	2	0.2
合 計	15,284	38	15,322	3,548	1,308	100.0

平成17年2次

5 . 財 務 局 別 合 格 者 調

区 分	受 験 願 書 提 出 者 数			論 文 式 受 験 者 数	合 格 者 数 (B)	合 格 率 (B / A)	合 格 者 構 成 比
	短 答 式 受 験 者	短 答 式 免 除 申 請 者	計 (A)				
	人	人	人	人	人	%	%
北 海 道	257	2	259	54	21	8.1	1.6
東 北	341	0	341	75	14	4.1	1.1
関 東	9,160	21	9,181	2,117	796	8.7	60.8
北 陸	262	2	264	68	23	8.7	1.8
東 海	1,020	2	1,022	260	92	9.0	7.0
近 畿	3,104	6	3,110	710	277	8.9	21.2
中 国	255	1	256	82	30	11.7	2.3
四 国	171	0	171	47	15	8.8	1.1
九 州	110	1	111	21	4	3.6	0.3
福 岡	574	3	577	107	34	5.9	2.6
沖 縄	30	0	30	7	2	6.7	0.2
合 計	15,284	38	15,322	3,548	1,308	8.5	100.0

平成17年 2 次

平成17年公認会計士試験

第3次試験

口述受験者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	口述受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C / A	C / B
	人	人	人	%	%
24 ~ 39 (1)	11,016	—	1,277	11.6	—
39 (2) ~ 58 (2)	20,556	9,745	4,952	24.1	50.8
59 (1) ~ 3 (2)	5,097	2,818	2,551	50.0	90.5
4 (1)	244	146	125	51.2	85.6
(2)	706	404	354	50.1	87.6
5 (1)	361	212	184	51.0	86.8
(2)	785	455	372	47.4	81.8
6 (1)	428	245	205	47.9	83.7
(2)	829	469	379	45.7	80.8
7 (1)	452	263	228	50.4	86.7
(2)	962	556	499	51.9	89.7
8	1,103	766	690	62.6	90.1
9	1,063	697	614	57.8	88.1
10	1,150	754	651	56.6	86.3
11	1,154	751	654	56.7	87.1
12	1,143	776	679	59.4	87.5
13	1,154	787	710	61.5	90.2
14	1,225	825	755	61.6	91.5
15	1,294	868	802	62.0	92.4
16	1,428	1,010	934	65.4	92.5
17	1,615	1,151			
合 計	53,765	23,698	17,615	33.8	78.1

(注) 1. 昭和39年(第2回)以降口述試験実施

2. 平成17年口述受験者中

最高年齢53歳、最低年齢23歳、女性191人

2. 年齢別合格者調

区 分	筆 記 受 験 者	口 述 受 験 資 格 取 得 者	取 得 割 合	筆 記 免 除 申 請 者	口 述 受 験 数	口 述 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
25歳未満	60	56	93.3	0	56	4.9
25歳以上30歳未満	695	603	86.8	0	603	52.4
30歳以上35歳未満	547	363	66.4	3	366	31.8
35歳以上40歳未満	201	95	47.3	1	96	8.3
40歳以上45歳未満	66	23	34.8	1	24	2.1
45歳以上50歳未満	24	5	20.8	0	5	0.4
50歳以上	17	1	5.9	0	1	0.1
合 計	1,610	1,146	71.2	5	1,151	100.0

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成17年3次

3. 受験資格別合格者調

区 分	筆 記 受 験 者	口 述 受 験 資 格 取 得 者	取 得 割 合	筆 記 免 除 申 請 者	口 述 受 験 数	口 述 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
第 2 次 試 験 合 格 者	1,608	1,146	71.3	5	1,151	100.0
検 定 合 格 者	1	0	0.0	0	0	0.0
検 定 免 除 者	1	0	0.0	0	0	0.0
合 計	1,610	1,146	71.2	5	1,151	100.0

平成17年3次

4. 学歴別合格者調

区 分	筆 記 受 験 者	口 述 受 験 資 格 取 得 者	取 得 割 合	筆 記 免 除 申 請 者	口 述 受 験 数	口 述 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
大 学 卒 業	1,570	1,129	71.9	5	1,134	98.5
大 学 在 学	0	0	0.0	0	0	0.0
短 大 卒 業	12	5	41.7	0	5	0.4
高 校 卒 業	25	10	40.0	0	10	0.9
そ の 他	3	2	66.7	0	2	0.2
合 計	1,610	1,146	71.2	5	1,151	100.0

(注) 大学在学欄には大学院、大学2部在籍者が含まれる。

平成17年3次

5. 職業別合格者調

区 分	筆 記 受 験 者	口 述 受 験 資 格 取 得 者	取 得 割 合	筆 記 免 除 申 請 者	口 述 受 験 者 数	口 述 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
監 査 法 人 勤 務 及 び 会 計 事 務 所 等 勤 務	1,472	1,084	73.6	3	1,087	94.4
税 理 士	7	2	28.6	0	2	0.2
公 務 員 ・ 公 共 企 業 体 等 職 員	2	1	50.0	0	1	0.1
銀 行 ・ 会 社 員	67	32	47.8	2	34	3.0
教 員	1	0	0.0	0	0	0.0
学 生	2	1	50.0	0	1	0.1
無 職	51	21	41.2	0	21	1.8
そ の 他	8	5	62.5	0	5	0.4
合 計	1,610	1,146	71.2	5	1,151	100.0

(注) 学生欄は他に職業を有していない者のみカウントしている。

平成17年3次

6. 財務局別合格者調

区 分	筆 記 受 験 者	口 述 受 験 資 格 取 得 者	取 得 割 合	筆 記 免 除 申 請 者	口 述 受 験 数	口 述 受 験 者 構 成 比
	人	人	%	人	人	%
北 海 道	1 5	1 0	66.7	0	1 0	0.9
東 北	1 0	4	40.0	0	4	0.3
関 東	1,127	8 0 9	71.8	5	8 1 4	70.7
北 陸	1 4	8	57.1	0	8	0.7
東 海	9 0	7 0	77.8	0	7 0	6.1
近 畿	2 6 0	1 8 5	71.2	0	1 8 5	16.1
中 国	2 2	1 2	54.5	0	1 2	1.0
四 国	1 2	8	66.7	0	8	0.7
九 州	6	5	83.3	0	5	0.4
福 岡	4 9	3 2	65.3	0	3 2	2.8
沖 縄	5	3	60.0	0	3	0.3
合 計	1,610	1,146	71.2	5	1,151	100.0

平成17年3次

平成17年公認会計士試験

第3次試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	口述受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C / A	C / B
	人	人	人	%	%
2 4 ~ 3 9 (1)	11,016	—	1,277	11.6	—
3 9 (2) ~ 5 8 (2)	20,556	9,745	4,952	24.1	50.8
5 9 (1) ~ 3 (2)	5,097	2,818	2,551	50.0	90.5
4 (1)	244	146	125	51.2	85.6
(2)	706	404	354	50.1	87.6
5 (1)	361	212	184	51.0	86.8
(2)	785	455	372	47.4	81.8
6 (1)	428	245	205	47.9	83.7
(2)	829	469	379	45.7	80.8
7 (1)	452	263	228	50.4	86.7
(2)	962	556	499	51.9	89.7
8	1,103	766	690	62.6	90.1
9	1,063	697	614	57.8	88.1
1 0	1,150	754	651	56.6	86.3
1 1	1,154	751	654	56.7	87.1
1 2	1,143	776	679	59.4	87.5
1 3	1,154	787	710	61.5	90.2
1 4	1,225	825	755	61.6	91.5
1 5	1,294	868	802	62.0	92.4
1 6	1,428	1,010	934	65.4	92.5
1 7	1,615	1,151	1,053	65.2	91.5
合 計	53,765	23,698	18,668	34.7	78.8

(注) 1. 昭和39年(第2回)以降口述試験実施

2. 平成17年合格者中

最高年齢54歳、最低年齢23歳、平均年齢29.7歳、女性175人
平成17年3次

2. 年齢別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 格 得 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
	人	人	人	人	人	%	人
25歳未満	34	0	34	33	32	3.0	1
25歳以上30歳未満	694	0	694	605	558	53.0	24
30歳以上35歳未満	557	3	560	377	346	32.9	13
35歳以上40歳未満	215	1	216	106	92	8.7	5
40歳以上45歳未満	69	1	70	24	19	1.8	1
45歳以上50歳未満	21	0	21	4	4	0.4	0
50歳以上	20	0	20	2	2	0.2	0
合 計	1,610	5	1,615	1,151	1,053	100.0	44

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成17年3次

3. 受験資格別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
第 2 次 試 験 合 格 者	人 1,608	人 5	人 1,613	人 1,151	人 1,053	% 100.0	人 4 4
検 定 合 格 者	1	0	1	0	0	0.0	0
検 定 免 除 者	1	0	1	0	0	0.0	0
合 計	1,610	5	1,615	1,151	1,053	100.0	4 4

平成17年 3 次

4. 学歴別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
大 学 卒 業	1,570	5	1,575	1,134	1,039	98.6	4 2
大 学 在 学	0	0	0	0	0	0.0	0
短 大 卒 業	1 2	0	1 2	5	4	0.4	0
高 校 卒 業	2 5	0	2 5	1 0	9	0.9	1
そ の 他	3	0	3	2	1	0.1	1
合 計	1,610	5	1,615	1,151	1,053	100.0	4 4

(注) 大学在学欄には大学院、大学2部在籍者が含まれる。

平成17年3次

5. 職業別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
監査法人勤務及び 会計事務所等勤務	人 1,472	人 3	人 1,475	人 1,087	人 1,001	% 95.0	人 42
税 理 士	7	0	7	2	1	0.1	0
公 務 員 ・ 公共企業体等職員	2	0	2	1	1	0.1	0
銀 行 ・ 会 社 員	67	2	69	34	27	2.6	1
教 員	1	0	1	0	0	0.0	0
学 生	2	0	2	1	1	0.1	0
無 職	51	0	51	21	18	1.7	0
そ の 他	8	0	8	5	4	0.4	1
合 計	1,610	5	1,615	1,151	1,053	100.0	44

(注) 学生欄は他に職業を有していない者のみカウントしている。

平成17年3次

6. 財務局別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数 (B)	合 格 率 (B / A)	合 格 者 構 成 比	筆 記 免 資 取 者	除 格 得 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計 (A)						
北 海 道	人 1 5	人 0	人 1 5	人 1 0	人 1 0	% 66.7	% 0.9	人 0	
東 北	1 0	0	1 0	4	2	20.0	0.2	0	
関 東	1,127	5	1,132	8 1 4	7 4 3	65.6	70.5	3 1	
北 陸	1 4	0	1 4	8	8	57.1	0.8	0	
東 海	9 0	0	9 0	7 0	6 5	72.2	6.2	3	
近 畿	2 6 0	0	2 6 0	1 8 5	1 7 3	66.5	16.4	5	
中 国	2 2	0	2 2	1 2	1 2	54.5	1.1	0	
四 国	1 2	0	1 2	8	7	58.3	0.7	0	
九 州	6	0	6	5	5	83.3	0.5	0	
福 岡	4 9	0	4 9	3 2	2 6	53.1	2.5	5	
沖 縄	5	0	5	3	2	40.0	0.2	0	
合 計	1,610	5	1,615	1,151	1,053	65.2	100.0	4 4	

平成17年3次

3 - 4 - 5

平成 1 8 年公認会計士試験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者	短答式試験 受 験 者	短答式試験 合 格 者	合 格 率	短答式試験 免 除 者	論文式試験 受 験 資 格 者
	(A)	(B)	(C)	C/B	(D)	C+D
	人	人	人	%	人	人
平成18	20,796	16,210	5,031	31.0	4,586	9,617

(注) 短答式試験免除者には、旧第2次試験合格者等のみなし合格者を含む。
短答式試験合格者中
最高年齢 69歳、最低年齢 18歳、女性 826人

(参考)過去の第2次試験結果状況

年 別	願書提出者 (A)	論文式試験 受 験 資 格 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C/A	C/B
	人	人	人	%	%
平成 7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
17	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合 計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

2. 年齢別合格者調

区 分	短答式 受験者 人	短答式 合格者 人	合 格 割 合 %	短答式 合格者 構成比 %	短答式 免除者 人	論文式 受 験 資 格 者 人
20歳未満	308	20	6.5	0.4	0	20
20歳以上25歳未満	6,767	2,081	30.8	41.4	981	3,062
25歳以上30歳未満	5,164	1,888	36.6	37.5	2,148	4,036
30歳以上35歳未満	2,263	725	32.0	14.4	962	1,687
35歳以上40歳未満	866	214	24.7	4.3	303	517
40歳以上45歳未満	429	63	14.7	1.3	97	160
45歳以上50歳未満	183	21	11.5	0.4	36	57
50歳以上55歳未満	104	12	11.5	0.2	15	27
55歳以上60歳未満	73	4	5.5	0.1	13	17
60歳以上65歳未満	26	1	3.8	0.0	6	7
65歳以上	27	2	7.4	0.0	25	27
合 計	16,210	5,031	31.0	100.0	4,586	9,617

平成18年

3. 学歴別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 合格者 構成比	短答式 免除者	論文式 受 験 資 格 者
	人	人	%	%	人	人
大 学 院 修 了	602	179	29.7	3.6	204	383
大 学 院 在 学	168	35	20.8	0.7	27	62
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	404	101	25.0	2.0	6	107
大 学 卒 業	10,159	3,636	35.8	72.3	4,134	7,770
大 学 在 学	3,810	886	23.3	17.6	112	998
そ の 他	1,067	194	18.2	3.9	103	297
合 計	16,210	5,031	31.0	100.0	4,586	9,617

平成18年

4. 職業別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 合格者 構成比	短答式 免除者	論文式 受 験 資 格 者
	人	人	%	%	人	人
会 計 士 補	0	0	0.0	0.0	4,317	4,317
会 計 事 務 所 員	424	134	31.6	2.7	39	173
税 理 士	125	39	31.2	0.8	28	67
会 社 員	1,573	211	13.4	4.2	50	261
公 務 員	202	26	12.9	0.5	28	54
教 員	61	5	8.2	0.1	11	16
教育・学習支援者	86	28	32.6	0.6	9	37
学 生	4,448	1,047	23.5	20.8	33	1,080
専修学校・ 各種学校受講生	3,826	1,461	38.2	29.0	1	1,462
無 職	5,298	2,060	38.9	40.9	18	2,078
そ の 他	167	20	12.0	0.4	52	72
合 計	16,210	5,031	31.0	100.0	4,586	9,617

平成18年

5. 財務局別合格者調

区 分	短答式 受験者	短答式 合格者	合 格 割 合	短答式 合格者 構成比	短答式 免除者	論文式 受 験 資 格 者
	人	人	%	%	人	人
北 海 道	266	76	28.6	1.5	54	130
東 北	375	92	24.5	1.8	54	146
関 東	9,790	3,036	31.0	60.3	3,203	6,239
北 陸	214	88	41.1	1.7	45	133
東 海	1,010	344	34.1	6.8	253	597
近 畿	3,363	1,053	31.3	20.9	748	1,801
中 国	242	88	36.4	1.7	69	157
四 国	166	49	29.5	1.0	29	78
九 州	115	26	22.6	0.5	10	36
福 岡	628	172	27.4	3.4	115	287
沖 縄	41	7	17.1	0.1	6	13
合 計	16,210	5,031	31.0	100.0	4,586	9,617

平成18年

**平成18年公認会計士試験第3次試験
(従前の第3次試験)**

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	口述受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				C / A	C / B
	人	人	人	%	%
2 4 ~ 3 9 (1)	11,016	—	1,277	11.6	—
3 9 (2) ~ 5 8 (2)	20,556	9,745	4,952	24.1	50.8
5 9 (1) ~ 3 (2)	5,097	2,818	2,551	50.0	90.5
4 (1)	244	146	125	51.2	85.6
(2)	706	404	354	50.1	87.6
5 (1)	361	212	184	51.0	86.8
(2)	785	455	372	47.4	81.8
6 (1)	428	245	205	47.9	83.7
(2)	829	469	379	45.7	80.8
7 (1)	452	263	228	50.4	86.7
(2)	962	556	499	51.9	89.7
8	1,103	766	690	62.6	90.1
9	1,063	697	614	57.8	88.1
1 0	1,150	754	651	56.6	86.3
1 1	1,154	751	654	56.7	87.1
1 2	1,143	776	679	59.4	87.5
1 3	1,154	787	710	61.5	90.2
1 4	1,225	825	755	61.6	91.5
1 5	1,294	868	802	62.0	92.4
1 6	1,428	1,010	934	65.4	92.5
1 7	1,615	1,151	1,053	65.2	91.5
1 8	51	51	27	52.9	52.9
合 計	53,816	23,749	18,695	34.7	78.7

(注) 1. 昭和39年(第2回)以降口述試験実施

2. 平成18年は、平成16年又は平成17年の第三次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者(筆記試験免除資格取得者)に対し実施している。

平成18年3次

2. 年齢別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
	人	人	人	人	人	%	人
25歳未満	0	1	1	1	0	0.0	—
25歳以上30歳未満	0	22	22	22	15	55.6	—
30歳以上35歳未満	0	18	18	18	8	29.6	—
35歳以上40歳未満	0	7	7	7	3	11.1	—
40歳以上45歳未満	0	3	3	3	1	3.7	—
45歳以上50歳未満	0	0	0	0	0	0.0	—
50歳以上	0	0	0	0	0	0.0	—
合 計	0	51	51	51	27	100.0	—

(注) 年齢は合格発表日現在である。

平成18年3次

3. 受験資格別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
第 2 次 試 験 合 格 者	人 0	人 5 1	人 5 1	人 5 1	人 2 7	% 100.0	人 —
検 定 合 格 者	0	0	0	0	0	0.0	—
検 定 免 除 者	0	0	0	0	0	0.0	—
合 計	0	5 1	5 1	5 1	2 7	100.0	—

平成18年 3 次

4. 学歴別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
大 学 卒 業	人 0	人 49	人 49	人 49	人 25	% 92.6	人 —
大 学 在 学	0	1	1	1	1	3.7	—
短 大 卒 業	0	0	0	0	0	0.0	—
高 校 卒 業	0	1	1	1	1	3.7	—
そ の 他	0	0	0	0	0	0.0	—
合 計	0	51	51	51	27	100.0	—

(注) 大学在学欄には大学院、大学2部在籍者が含まれる。

平成18年3次

5. 職業別合格者調

区 分	受験願書提出者数			口 述 受 験 者 数	合 格 者 数	合格者 構成比	筆 記 免 除 資 取 者 数
	筆 記 受 験 者	筆 記 免 除 申 請 者	計				
監査法人勤務及び 会計事務所等勤務	人 0	人 4 6	人 4 6	人 4 6	人 2 6	% 96.3	人 —
税 理 士	0	0	0	0	0	0.0	—
公 務 員 ・ 公共企業体等職員	0	0	0	0	0	0.0	—
銀 行 ・ 会 社 員	0	3	3	3	1	3.7	—
教 員	0	0	0	0	0	0.0	—
学 生	0	0	0	0	0	0.0	—
無 職	0	2	2	2	0	0.0	—
そ の 他	0	0	0	0	0	0.0	—
合 計	0	5 1	5 1	5 1	2 7	100.0	—

(注) 学生欄は他に職業を有していない者のみカウントしている。

平成18年3次

公認会計士試験実施規則(抄)

平成16年 4月20日決定

平成17年11月 1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施規則は、公認会計士・監査審査会運営規程第8条の規定に基づき、公認会計士試験（以下「試験」という。）に関する必要な細目について定めることを目的とする。

(受験案内)

第5条 試験の概要及び受験要領を記載した受験案内を作成する。

第2章 短答式試験

(試験の実施)

第6条 短答式試験は、財務会計論、管理会計論、監査論及び企業法について実施する。

2 試験時間は、財務会計論180分、管理会計論、監査論及び企業法各90分とする。

3 問題数は、財務会計論40問、管理会計論、監査論及び企業法各20問とする。

4 配点は、財務会計論200点、管理会計論、監査論及び企業法各100点とする。各問5点を基本とするが、各問の配点に差を設けることができるものとする。配点に差を設けたときは、問題文に明示する。

5 解答方式は、マークシート方式とする。

(合格基準)

第7条 短答式試験の合格基準は、総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

第3章 論文式試験

(試験の実施)

第8条 論文式試験は、会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。）、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学について実施する。

2 試験時間は、会計学300分、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学各120分とする。

3 問題数は、会計学大問5問、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学大問各2問とする。大問には小問等を設けることができるものとする。

4 配点は、会計学300点、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学各100点とする。大問1問につき50点を基本とするが、大問各問の配点に差を設けることができるものとする。大問各問の配点は、問題文に明示する。

(合格基準)

第9条 論文式試験の合格基準は、総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(科目合格基準)

第10条 公認会計士法第10条第2項の公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者とは、当該科目について、総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者とする。

(採点格差の調整)

第11条 論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行う。

(民法の出題範囲)

第12条 民法の出題範囲は、民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

(試験用法文)

第13条 企業法（短答式試験を除く。）及び民法については、受験者に必要な法文を示して行う。

(成績通知)

第14条 論文式試験受験者で不合格となった者には、科目及び総合の得点率を区分した成績を通知する。

公認会計士法施行令第一条の三第一号及び第二号に規定する
認定の基準について

公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第1条の3第1号又は第2号に規定する認定の基準を次のとおり定める。

なお、この基準は平成18年1月1日から適用する。

平成18年1月27日

公認会計士・監査審査会会長 金子 晃

- 1 公認会計士法施行令第1条の3第1号に規定する会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、次に掲げるもののいずれかに該当するか否かを審査して行うものとする。
 - (1) 国の審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。以下同じ。）において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上であること。
 - (2) 企業会計制度の整備改善を行う法人において、企業会計制度の整備改善について審議する常設の機関の常勤又は非常勤の構成員として、当該審議に従事した期間が通算して3年以上であること。
 - (3) 国又は(2)の法人において、国の審議会等又は(2)に定める審議する常設の機関のため、企業会計制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務に従事した期間が通算して7年以上であること。
- 2 公認会計士法施行令第1条の3第2号に規定する監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、次に掲げるもののいずれかに該当するか否かを審査して行うものとする。
 - (1) 国の審議会等において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上であること。
 - (2) 国において、国の審議会等のため、監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務に従事した期間が通算して7年以上であること。